

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例	5
◎高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	6
◎刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例	7
◎高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例	8
◎職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	9
◎職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	62
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	67
◎高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	67
◎高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	67
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	68
◎高知県工業用水道条例の一部を改正する条例	69
◎高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例	69
◎高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例	70

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

公布された条例のあらまし

◆高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例（高知県条例第58号）

- 1 条例制定の目的
手話が言語であるという認識に基づき、手話の普及等に関し、基本理念を定め、県の責務、県民及び事業者の役割等を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定め、もって、ろう者を含む全ての県民が共生することのできる地域社会の実現を図ることとした。
- 2 主要な内容
 - （1） この条例において使用される用語の定義をすること。（第2条）
 - （2） 手話の普及等は、ろう者を含む全ての県民が相互に人格と個性を尊重し、手話が意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識の下に、図られなければならないこと。（第3条）
 - （3） 手話の普及等に関し、県の責務、市町村との連携並びに県民及び事業者の役割について定めること。（第4条から第7条まで）
 - （4） 県は、手話の普及等に関する基本的施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。（第8条）
 - （5） 県の手話の普及等に関する施策として、手話を学ぶ機会の確保、手話を用いた情報発信、手話通訳者等及びその指導者の確保、養成等、学校における手話の学習等、事業者への支援並びに手話に関する調査研究について定めること。（第9条から第14条まで）
 - （6） 県は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。（第15条）
- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第59号）

- 1 条例改正の目的
刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行による刑法（明治40年法律第45号）の一部改正により懲役及び禁錮の刑が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、罰則に係る規定の整理等を行うとともに、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理を行うこととした。
- 2 施行期日
この条例は、令和7年6月1日から施行することとした。ただし、第2条第10項及び第12条第5項の表の改正規定は、同年4月1日から施行することとした。

◆刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（高知県条例第60号）

- 1 条例改正の目的
刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行による刑法（明治40年法律第45号）の一部改正により懲役及び禁錮の刑が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、関係条例について規定の整理等を行うこととした。
- 2 施行期日

この条例は、令和7年6月1日から施行することとした。

◆高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第61号）

1 条例改正の目的

議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の額について、一般職の職員の例により改定することとした。

2 主要内容

令和6年12月期及び令和7年度以降の期末手当の支給月数を次の表のとおり引き上げること。

区分	本条例施行前の支給月数		本条例施行後の支給月数			
			令和6年度		令和7年度以降	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
県議会議員	1.625月	1.625月	1.625月	1.675月	1.65月	1.65月
	計 3.25月		計 3.30月		計 3.30月	
知事	1.625月	1.625月	1.625月	1.675月	1.65月	1.65月
	計 3.25月		計 3.30月		計 3.30月	
副知事 公営企業局長 常勤の人事委員会委員 常勤の監査委員 教育長	1.625月	1.625月	1.625月	1.675月	1.65月	1.65月
	計 3.25月		計 3.30月		計 3.30月	

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月期の期末手当に係るものは、令和6年12月1日から適用することとした。ただし、令和7年度以降の期末手当に係るものは、令和7年4月1日から施行することとした。

◆職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（高知県条例第62号）

1 条例改正の目的

高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和6年10月11日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額及び職員に対して支給する諸手当の改定等並びに職員の昇給制度等についての必要な改正をするともに、家畜の検査等の保健衛生の業務の特殊性の変化により当該業務に従事する職員のうち一定の要件を満たした職員に農林漁業普及指導手当を支給することとすることを考慮し、当該業務に従事する職員に支給する特殊勤務手当の一部を廃止することとした。

2 主要内容

（1）給料表の改定

初任給及び若年層に重点を置いて給料月額を改定すること。（第1条の規定による

改正後の職員の給与に関する条例別表第1、別表第3及び別表第4、第4条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項、第6条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項及び第2項、第10条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2並びに第12条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例別表第1関係）

（2）初任給調整手当の改定

医療職給料表（1）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額限度額を416,600円（現行 415,600円）に引き上げること。（職員の給与に関する条例第9条の2第1項関係）

（3）期末手当及び勤勉手当の改定等

ア 職員（特定任期付職員を除く。）の令和6年12月期及び令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を次の表のとおり引き上げること。（職員の給与に関する条例第22条、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条第2項及び第3項、公立学校職員の給与に関する条例第23条並びに警察職員の給与に関する条例第22条関係）

イ 特定任期付職員に対して令和7年度以降勤勉手当を支給することとし、令和6年12月期の期末手当並びに令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を次の表のとおりとすること。（一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項から第4項まで関係）

区分			本条例施行前の支給月数			本条例施行後の支給月数					
						令和6年度			令和7年度以降		
			6月期	12月期	計	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	一般職員	期末手当	月 1.25	月 1.25	月 2.50	月 1.25	月 1.25	月 2.50	月 1.25	月 1.25	月 2.50
		勤勉手当	月 0.925	月 0.925	月 1.85	月 0.925	月 1.025	月 1.95	月 0.975	月 0.975	月 1.95
		計	月 2.175	月 2.175	月 4.35	月 2.175	月 2.275	月 4.45	月 2.225	月 2.225	月 4.45
	特定幹部職員	期末手当	月 1.05	月 1.05	月 2.10	月 1.05	月 1.05	月 2.10	月 1.05	月 1.05	月 2.10
		勤勉手当	月 1.125	月 1.125	月 2.25	月 1.125	月 1.225	月 2.35	月 1.175	月 1.175	月 2.35
		計	月 2.175	月 2.175	月 4.35	月 2.175	月 2.275	月 4.45	月 2.225	月 2.225	月 4.45
定年	一般	期末	月	月	月	月	月	月	月	月	月

前再 任用 短時 間勤 務職 員	職員	手当	0.675	0.675	1.35	0.675	0.675	1.35	0.675	0.675	1.35
		勤勉 手当	月 0.462	月 0.463	月 0.925	月 0.462	月 0.513	月 0.975	月 0.487	月 0.488	月 0.975
		計	月 1.137	月 1.138	月 2.275	月 1.137	月 1.188	月 2.325	月 1.162	月 1.163	月 2.325
	特定 幹部 職員	期末 手当	月 0.575	月 0.575	月 1.15	月 0.575	月 0.575	月 1.15	月 0.575	月 0.575	月 1.15
		勤勉 手当	月 0.562	月 0.563	月 1.125	月 0.562	月 0.613	月 1.175	月 0.587	月 0.588	月 1.175
		計	月 1.137	月 1.138	月 2.275	月 1.137	月 1.188	月 2.325	月 1.162	月 1.163	月 2.325
	特定任期付 職員	期末 手当	月 1.647	月 1.648	月 3.295	月 1.647	月 1.723	月 3.37	月 0.95	月 0.95	月 1.90
		勤勉 手当	—	—	—	—	—	—	月 0.835	月 0.835	月 1.67
		計	月 1.647	月 1.648	月 3.295	月 1.647	月 1.723	月 3.37	月 1.785	月 1.785	月 3.57
	任期付研究 員	期末 手当	月 1.647	月 1.648	月 3.295	月 1.647	月 1.723	月 3.37	月 1.685	月 1.685	月 3.37

(4) 給料表の号給構成の見直し及び号給の切替え

ア 国家公務員の俸給表の改定に準じて給料表の号給構成を見直すこと。（第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例別表第1、別表第3及び別表第4、第11条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2並びに第13条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例別表第1関係）

イ アの給料表の号給構成の見直しに伴い、号給の切替えを行うこと。（附則第6項及び附則別表）

(5) 昇給制度の見直し

行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの等の昇給については、勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとする。こと。（職員の給与に関する条例第6条第2項及び第3項並びに警察職員の給与に関する条例第6条第2項及び第3項関係）

(6) 扶養手当の改定等

ア 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を1人につき13,000円とするとともに、扶養手当の支給に関し必要な事項を人事委員会規則で定めることとする。こと。（職員の給与に関する条例第10条及び第11条、公立学校職員の給与に

関する条例第13条及び第14条並びに警察職員の給与に関する条例第10条及び第11条関係）

イ 令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置を次のとおりとすること。（附則第8項）

(ア) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以下であるもの等には、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、その月額を3,000円とすること。

(イ) 子に係る扶養手当の月額を1人につき11,500円とすること。

(7) 地域手当の改定

ア 地域手当の支給割合を次に掲げる級地の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。（職員の給与に関する条例第11条の2、公立学校職員の給与に関する条例第14条の2及び警察職員の給与に関する条例第11条の2関係）

(ア) 1級地 100分の18

(イ) 2級地 100分の14

(ウ) 3級地 100分の10

(エ) 4級地 100分の6

(オ) 5級地 100分の2

イ 令和10年3月31日までの間における地域手当の級地の区分及び支給割合については、人事委員会規則で定める級地の区分に応じて、100分の18を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とすること。（附則第10項）

(8) 管理職員特別勤務手当の支給対象時間の拡大

週休日等以外の日に災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務した特定管理職員に対して管理職員特別勤務手当を支給する支給対象時間を午後10時から翌日の午前5時まで（現行 午前零時から午前5時まで）の間とすること。（職員の給与に関する条例第19条の2第2項、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第12条の2第2項、公立学校職員の給与に関する条例第20条の2第2項及び警察職員の給与に関する条例第19条の2第2項関係）

(9) 通勤手当の支給限度額の改定等

ア 1箇月当たりの通勤手当の支給限度額を15万円とすること。（職員の給与に関する条例第23条第2項から第4項まで、公立学校職員の給与に関する条例第21条第2項から第4項まで及び警察職員の給与に関する条例第12条第2項から第4項まで関係）

イ 特別急行列車等に係る通勤手当の支給要件のうち、当該手当の支給対象とする特別急行列車等の利用を、人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものに限る取扱いを廃止すること。（職員の給与に関する条例第23条第3項、公立学校職員の給与に関する条例第21条第3項及び警察職員の給与に関する条例第12条第3項関係）

(10) 単身赴任手当の支給要件の見直し

新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、単身赴任手当の支給要件を満たすこととなった者に対し、単身赴任手当を支給することとする。こと。（職員の給与に関する条例第23条の2第3項、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第7条の2第2項、公立学校職員の給与に関する条例第21条の2第3項及び警察職員の給与に関する条例第12条の2第3項関係）

(11) 在宅勤務等手当の支給

住居等において正規の勤務時間の全部を勤務することを一定の期間以上の期間につ

いて1月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給することとし、その月額を3,000円とすること。（職員の給与に関する条例第23条の2の2、技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条第14号、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第7条の3、公立学校職員の給与に関する条例第21条の3及び警察職員の給与に関する条例第12条の3関係）

(12) 特定任期付職員業績手当を廃止すること。（一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第4項関係）

(13) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に支給する諸手当の見直し
ア 定年前再任用短時間勤務職員に対して、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を支給することとすること。（職員の給与に関する条例第23条の5、技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条第1項、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第20条第3項、公立学校職員の給与に関する条例第23条の3及び警察職員の給与に関する条例第13条の4関係）
イ 暫定再任用職員に対して、住居手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を支給することとすること。（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例附則第10条第19項関係）

(14) 家畜の検査等の保健衛生の業務に従事する職員に対して支給する特殊勤務手当の一部を廃止すること。（職員の給与に関する条例第13条第2項関係）

(15) その他関係条例について所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、2の(1)は令和6年4月1日から、2の(3)の令和6年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るものは同年12月1日から適用することとした。ただし、2の(2)、2の(3)の令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当に係るもの並びに2の(4)から(13)までは令和7年4月1日から、2の(14)は令和9年1月1日から施行することとした。

◆職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第63号）

1 条例改正の目的

宿泊料金の高騰その他の社会経済情勢の変化並びに国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部改正及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号）の施行等を考慮し、宿泊料の上限額を引き上げる等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（高知県条例第64号）

1 条例改正の目的

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）の施行による大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）の一部改正により新たに区分が設けられる第一種大麻草採取栽培者免許の申請に係る審査基準についての国からの通知等を考慮し、当該免許の申請に対する審査に係る手数料の額を改定することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第65号）

1 条例改正の目的

その例によることとしている救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第18号）が一部改正され、保護施設のうち更生施設等において個別支援計画の作成が義務付けられたことを考慮し、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第118号）の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第66号）

1 条例改正の目的

旅券法施行令（平成元年政令第122号）の一部改正を考慮し、一般旅券の発給の申請に係る手数料の額を改定するとともに、当該申請に係る手数料に電子情報処理組織を使用する方法により申請する場合の区分を設けることとした。

2 施行期日

この条例は、令和7年3月24日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第67号）

1 条例改正の目的

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の一部改正により、宅地造成等工事規制区域内等における宅地造成等に関する工事について知事の許可等が義務付けられたことを考慮し、当該許可の申請に対する審査に係る手数料を新たに徴収することとした。

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◆高知県工業用水道条例の一部を改正する条例（高知県条例第68号）

1 条例改正の目的

工業用水の安定的な供給の継続を図るための施設の耐震化及び更新の必要性並びに適切な受益者負担を考慮し、鏡川工業用水道事業の使用料を改定することとした。

2 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとした。

◆高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第69号）

1 条例改正の目的

高知県宿毛警察署について、新築に伴う位置の変更をすることとした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第70号）

1 条例改正の目的

運転免許等に関する手数料の標準を定めた道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の一部改正等を考慮し、運転免許試験手数料、免許証交付手数料等の運転免許等に係る手数料の額を改定するとともに、道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正に伴い導入される特定免許情報の個人番号カードへの記録に係る手数料を新たに徴収することとし、併せて自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の一部改正により保管場所標章が廃止されることに伴い、当該保管場所標章の交付等に係る手数料を廃止する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和7年3月24日から施行することとした。ただし、第18条、第21条第1項第3号及び第22条の改正規定並びに附則第3項の規定は、同年4月1日から施行することとした。

条 例

高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例をここに公布する。
令和6年12月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第58号

高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例

手話は、音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手や指、体の動きや表情などにより視覚的に表現される独自の言語である。また、手話は、聞こえる人にとっての音声言語と同様に、音声聞こえない、あるいは聞こえにくい人にとって、思考、感情及びコミュニケーションの基盤となる母語であって、日常生活や社会生活を営む上で必要不可欠なものとして、大切に育まれてきた。

しかしながら、過去には、口の形を読み取り、意思を発音し、又は発声する口話法による意思疎通が推し進められ、手話の使用が制約された時代もあった。

その後、障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の形態の非音声言語が含まれることが明記され、また、障害者基本法（昭和45年法律第84号）においても、言語には手話が含まれることが明記されている。

また、本県においても、令和6年に、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指して、障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例（令和6年高知県条例第2号）を制定した。同条例では、手話を言語と位置付け、基本理念として、全ての障害のある人が、手話をはじめとする障害特性に応じた意思疎通のための手段について選択の機会が確保されるとともに、情報の取得及び利用のための手段について選択の機会の拡大が図られなければならないとされたところである。

しかしながら、手話が言語であることに対する認識が十分であるとは言えず、地域社会において、手話を日常的に使うろう者は、外出時や就労する際、母語とする手話を安心して使用したり、災害時に必要な情報を取得したりすることができないなど、日常生活の多くの場面で、不安や不便さを感じている。加えて、ろう者の家族も、地域社会における手話への理解不足や手話を習得する機会の不足等から、ろう者と同様に様々な場面で不安や悩みを抱えている。

このような背景を踏まえ、言語としての手話の認識の普及、手話を習得する機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備を図り、ろう者を含む全ての県民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるという認識に基づき、手話の普及等に関し、基本理念を定め、県の責務、県民及び事業者の役割等を明らかにするとともに、手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定め、もって、ろう者を含む全ての県民が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）ろう者 聴覚障害のある人のうち、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者をいう。

（２） 手話の普及等 言語としての手話の認識の普及、手話を習得する機会の確保その他の手話を使用しやすい環境の整備をいう。

（３） 手話通訳者等 手話通訳者その他の手話を使用することができる者をいう。（基本理念）

第3条 手話の普及等は、ろう者を含む全ての県民が相互に人格と個性を尊重し、手話が意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識の下に、図られなければならない。（県の責務）

第4条 県は、基本理念（前条に規定する基本理念をいう。以下同じ。）にのっとり、ろう者及び手話通訳者等の協力を得て、手話の普及等に必要な施策を策定し、及び推進する責務を有する。

２ 県は、基本理念に対する県民の理解を深めるために、必要な啓発を行うものとする。（市町村との連携）

第5条 県は、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及等に当たっては、市町村と連携を図るものとする。（県民の役割）

第6条 県民は、基本理念にのっとり、手話が言語であることを認識し、手話に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する手話の普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする。（事業者の役割）

第7条 事業者は、ろう者に対しサービスを提供するに当たっては、基本理念にのっとり、手話が言語であることを認識し、手話その他の方法により、意思疎通を図り、必要な情報を取得することができるよう配慮するものとする。

２ 事業者は、その雇用するろう者が働きやすい環境の整備に努めるものとする。

３ 事業者は、県又は市町村が実施する手話の普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする。（手話の普及等に関する基本的施策の策定及び推進）

第8条 県は、障害者基本法第11条第2項の規定により策定する高知県障害者計画において、手話の普及等に関する基本的施策（以下この条において「基本的施策」という。）を定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

２ 県は、前項の規定により基本的施策を定め、及び推進するに当たっては、知事がろう者、手話通訳者等その他の関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものとする。

３ 県は、知事が前項の協議の場から聴取した意見を踏まえて基本的施策の方針、素案その他これらに類するもの（以下この項において「方針等」という。）を作成するものとし、障害者基本法第11条第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による高知県障害者施策推進協議会条例（昭和47年高知県条例第1号）第1条に規定する高知県障害者施策推進協議会への意見聴取は、当該方針等について行うものとする。（手話を学ぶ機会の確保）

第9条 県は、市町村その他の関係機関（以下「市町村等」という。）、ろう者及び手話通訳者等と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保に努めるものとする。

２ 県は、市町村等、ろう者及び手話通訳者等と協力して、手話を必要とする人が乳幼児期からその家族等と共に手話を学ぶ機会の確保に努めるものとする。

３ 県は、手話に関する研修の実施等により、その職員が基本理念を理解し、手話を学習するための取組を推進するものとする。（手話を用いた情報発信）

第10条 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに取得することができるよう、必要に

応じて、情報通信技術を活用して手話を用いた情報発信を行うものとする。（手話通訳者等及びその指導者の確保、養成等）

第11条 県は、市町村等と連携して、手話通訳者等及びその指導者の確保、養成並びに手話技術及び専門性の向上に対する支援を行うものとする。（学校における手話の学習等）

第12条 県は、聴覚障害のある人のうち手話を必要とする者が通学する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）において、当該手話を必要とする者が手話を学習し、手話により教育が受けられるよう、当該学校の教職員の手話に関する技術の向上のために必要な支援に努めるものとする。

２ 県は、学校の児童、生徒等及びその保護者に対して、手話を使用した教育に関する相談その他必要な支援に努めるものとする。

３ 県は、学校において基本理念及び手話に対する理解を深めるため、市町村等、ろう者及び手話通訳者等と協力して、手話に関する啓発その他必要な支援に努めるものとする。（事業者への支援）

第13条 県は、事業者が行う手話の普及等に関する取組に対して、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。（手話に関する調査研究）

第14条 県は、ろう者及び手話通訳者等が手話を守り、発展させるために行う手話に関する調査研究及びその成果の普及に協力するものとする。（財政上の措置）

第15条 県は、手話の普及等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県議会の保有する個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第59号**

**高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例**

高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年高知県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項中「以下「個人情報ファイル簿」」を「第3項において「個人情報ファイル簿」」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会が保有する」を削る。

第20条中「平成2年条例第1号」を「平成2年高知県条例第1号」に改める。

第53条中「第4章」を「前章」に改める。

第54条中「特定」を「特定に資する情報の提供」に改める。

第59条から第61条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第2条第10項及び第12条第5項の表の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例（前項ただし書の改正規定を除く。次項において同じ。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- （委任）
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、議会の議長が定める。



刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第60号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

（高知県情報公開条例等の一部改正）

第1条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- （1） 高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第24条
- （2） 高知県行政不服審査会条例（平成27年高知県条例第67号）第10条
- （3） 高知県個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号）附則第6項から第8項まで
- （4） 高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第109条第1項
- （5） 高知県青少年保護育成条例（昭和52年高知県条例第32号）第31条第1項及び第2項
- （6） 高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第12条第1項及び第13条
- （7） 高知県立自然公園条例（昭和33年高知県条例第5号）第47条及び第48条
- （8） 高知県自然環境保全条例（昭和48年高知県条例第27号）第37条及び第38条
- （9） 高知県うみがめ保護条例（平成16年高知県条例第1号）第28条及び第29条
- （10） 高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）第43条及び第44条
- （11） 高知県公害防止条例（昭和45年高知県条例第26号）第28条
- （12） 高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（平成21年高知県条例第10号）第33条
- （13） 高知県土地基本条例（平成13年高知県条例第53号）第42条
- （14） 高知県屋外広告物条例（平成8年高知県条例第5号）第55条
- （15） 高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年高知県条例第14号）第19条
- （16） 高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年高知県条例第25号）第13条、第14条第2項及び第15条第2項
- （17） 高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（平成8年高知県条例第41号）第13条
- （18） 高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第27条

（19） 高知県拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例（平成5年高知県条例第22号）第10条第1項

（高知県公文書等の管理に関する条例の一部改正）

第2条 高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号ア中「第6条第1項第1号、第3号、第5号、第6号ア若しくはウ又は第7号」を「第6条第1項第1号、第4号、第6号、第7号ア若しくはウ又は第8号」に改める。

第22条第2項中「第6条第1項第3号ただし書」を「第6条第1項第4号ただし書」に改める。

第40条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（職員の給与に関する条例等の一部改正）

第3条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- （1） 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第21条の2第3号及び第4号並びに第21条の3第1項第1号及び第3項第1号
- （2） 職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項
- （3） 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高知県条例第49号）第16条第3項第1号
- （4） 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第22条の2第3号及び第4号並びに第22条の3第1項第1号及び第3項第1号
- （5） 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）第21条の2第3号及び第4号並びに第21条の3第1項第1号及び第3項第1号
- （職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正）

第4条 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年高知県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に、「ものに」を「者に」に、「必要と」を「必要があると」に改め、同条第2項中「規定により、」を「規定に基づき」に、「その刑」を「その刑」に改める。

（職員の退職料等に関する条例の一部改正）

第5条 職員の退職料等に関する条例（昭和30年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第2号中「無期」を「無期拘禁刑」に、「懲役若しくは禁この刑」を「有期拘禁刑」に改め、同条第2項中「に因って禁こ」を「によって拘禁刑」に改め、同項ただし書中「その再在職に因って」を「当該再在職によって」に改める。

第39条中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

第60条第1項中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（高知県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第6条 高知県心身障害者扶養共済制度条例（昭和46年高知県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（高知県砂防指定地管理条例の一部改正）

**第7条** 高知県砂防指定地管理条例（平成14年高知県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第19条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。  
（押売等防止条例の一部改正）

**第8条** 押売等防止条例（昭和32年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

**高知県押売等防止条例**

第2条第2項中「条例で」を「条例において」に、「修理若しくは役務の提供、広告の募集又は物ごい、寄付」を「若しくは修理、役務の提供又は広告若しくは寄附」に、「当り」を「当たり」に、「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第1号中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項第2号中「すわりこむ」を「座り込む」に改め、同項第3号中「対し、」を「対して」に改め、同項第4号中「ないのに」を「ないにもかかわらず、」に、「又は役務の提供、」を「役務の提供又は」に改め、同項第7号中「前各号」を「前各号に掲げるもの」に、「けんお」を「嫌悪」に改める。

第3条中「他の法令に」を「法令に特別の」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- この条例は、令和7年6月1日から施行する。  
（罰則の適用等に関する経過措置）
- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。附則第5項において「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（2年以下の有期懲役に限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（2年以下の有期禁錮に限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。  
（人の資格に関する経過措置）
- 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。  
（職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う経過措置）
- 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（次項において「刑法等一部改正法」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。同項において同じ。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第21条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第1号に係る

部分に限る。）、公立学校職員の給与に関する条例第22条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第1号に係る部分に限る。）並びに警察職員の給与に関する条例第21条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（規則等への委任）

- 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第15条第1項に規定する規則、同法第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。）で定める。



高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

高知県知事 濱田 省司

**高知県条例第61号**

**高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例**

（高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

**第1条** 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

**第2条** 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

（知事等の給与、旅費等に関する条例の一部改正）

**第3条** 知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

**第4条** 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

**附 則**

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の議会の議員の条例」という。）及び第3条の規定による改正後の知事等の給与、旅費等に関する条例（同項において「改正後の知事等の条



例」という。)の規定は、令和6年12月1日から適用する。  
(期末手当の内払)  
3 改正後の議会の議員の条例又は改正後の知事等の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例又は第3条の規定による改正前の知事等の給与、旅費等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議会の議員の条例又は改正後の知事等の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

~~~~~  
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年12月26日
高知県知事 濱田 省司

高知県条例第62号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。
第22条第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の102.5」に、「100分の112.5」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の46.3」を「100分の51.3」に、「100分の56.3」を「100分の61.3」に改める。
別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表										
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	180,800	229,200	258,400	286,700	310,600	337,600	377,500	420,900	472,800
	2	181,900	230,400	260,100	288,400	312,400	339,300	380,000	423,200	475,800
	3	183,100	231,500	261,400	290,000	314,100	341,100	382,300	425,500	478,800
	4	184,200	232,600	262,100	291,600	315,800	342,600	384,500	427,500	481,800
	5	185,300	233,800	262,800	293,400	317,200	344,600	386,700	429,800	484,800
	6	186,400	235,100	263,900	294,900	318,800	346,200	389,000	432,100	487,700
	7	187,500	236,300	265,100	296,400	320,400	347,900	391,300	434,400	490,800
	8	188,600	237,700	266,200	297,900	322,000	349,700	393,500	436,700	493,800
	9	189,700	238,200	267,400	299,500	323,800	351,600	395,700	439,000	496,800
	10	191,300	239,500	268,700	301,100	325,500	353,400	398,300	441,200	499,900
	11	192,900	240,700	269,900	302,600	327,300	355,200	400,400	443,400	503,000
	12	194,400	241,900	271,000	304,100	328,900	356,900	402,700	445,300	506,100
	13	196,000	243,000	272,100	305,500	330,800	358,500	404,800	447,500	509,100
	14	197,700	244,700	273,200	306,900	332,500	360,100	406,900	449,400	511,500
	15	199,400	246,300	274,500	308,300	334,200	362,000	409,000	451,400	513,900
	16	201,100	248,200	275,300	309,700	336,000	363,800	410,900	453,200	516,300
	17	202,900	249,700	276,500	311,400	337,800	365,700	413,200	455,200	518,800
	18	204,900	251,300	277,900	312,900	339,500	367,500	415,200	456,900	520,300
	19	206,900	252,600	279,700	314,500	341,200	369,200	417,200	458,600	521,800
	20	208,900	253,400	281,200	316,100	342,800	370,800	419,200	460,300	523,300
	21	210,900	254,000	282,700	317,800	344,500	372,300	421,300	462,100	524,500
	22	212,900	255,200	284,000	319,400	346,200	374,200	423,200	463,400	526,000
	23	214,900	256,400	285,200	321,000	348,000	375,600	425,100	464,900	527,500
	24	216,900	257,600	286,400	322,700	349,800	377,200	426,800	466,200	529,000
	25	219,000	258,700	288,000	324,400	351,400	378,800	428,900	467,700	530,300
	26	220,700	260,000	289,500	326,100	353,200	380,600	430,400	469,100	531,500
	27	222,300	261,000	290,800	327,800	354,900	382,400	432,000	470,400	532,700
	28	223,800	262,000	292,100	329,500	356,600	384,000	433,400	471,700	533,900
	29	225,200	262,900	293,300	331,000	358,000	386,000	435,000	472,900	535,100
	30	226,200	263,800	294,500	332,800	359,900	387,800	436,300	473,700	536,000
	31	227,200	264,500	295,700	334,600	361,200	389,600	437,500	474,500	536,900
	32	228,200	265,400	296,900	336,400	362,700	391,300	438,700	475,300	537,800
	33	229,200	266,100	298,200	338,000	364,100	393,100	440,000	476,100	538,600
	34	230,000	267,200	299,500	339,800	365,700	394,700	441,100	476,900	539,500

	35	230, 800	268, 300	301, 000	341, 600	367, 300	396, 300	442, 400	477, 700	540, 400
	36	231, 700	269, 300	302, 400	343, 400	368, 700	397, 800	443, 400	478, 500	541, 300
	37	232, 500	270, 000	303, 700	344, 900	370, 600	399, 500	444, 700	479, 300	542, 200
	38	233, 300	271, 000	305, 000	346, 900	371, 900	400, 600	445, 600	480, 100	543, 100
	39	233, 900	272, 100	306, 300	348, 300	373, 300	401, 800	446, 400	480, 900	544, 000
	40	234, 500	273, 100	307, 700	349, 900	374, 700	402, 800	447, 300	481, 700	544, 900
	41	235, 000	274, 100	309, 100	351, 400	376, 200	403, 900	448, 100	482, 500	545, 800
	42	235, 900	274, 900	310, 600	353, 100	377, 300	405, 000	448, 900	483, 200	
	43	236, 600	275, 700	312, 000	354, 800	378, 400	406, 100	449, 700	484, 000	
	44	237, 500	276, 400	313, 400	356, 400	379, 400	407, 200	450, 500	484, 800	
	45	238, 300	277, 000	315, 000	358, 100	380, 400	408, 200	451, 300	485, 600	
	46	239, 200	277, 800	316, 300	359, 600	381, 200	408, 700	452, 100		
	47	240, 100	278, 600	317, 600	361, 200	382, 100	409, 400	452, 900		
	48	241, 000	279, 600	318, 800	362, 800	382, 800	409, 900	453, 700		
	49	241, 800	280, 300	319, 700	364, 400	383, 800	410, 700	454, 300		
	50	242, 100	281, 100	321, 200	365, 600	384, 500	411, 400	455, 100		
	51	242, 400	282, 000	322, 500	366, 700	385, 200	412, 000	455, 900		
	52	242, 700	282, 900	323, 800	367, 600	385, 900	412, 700	456, 700		
	53	243, 100	283, 500	325, 100	368, 600	386, 800	413, 500	457, 300		
	54	243, 400	284, 400	326, 700	369, 600	387, 300	414, 200	458, 100		
	55	243, 700	285, 300	327, 800	370, 600	387, 900	414, 900	458, 900		
	56	243, 900	286, 200	329, 000	371, 500	388, 500	415, 600	459, 700		
	57	244, 200	286, 900	330, 100	372, 400	389, 200	416, 300	460, 300		
	58	244, 400	287, 800	331, 100	373, 000	389, 800	417, 000	461, 100		
	59	244, 700	288, 600	332, 100	373, 600	390, 400	417, 700	461, 900		
	60	244, 900	289, 400	333, 000	374, 200	391, 100	418, 400	462, 700		
	61	245, 200	290, 500	334, 100	374, 800	391, 600	419, 000	463, 300		
	62	245, 500	291, 100	335, 000	375, 300	392, 300	419, 700			
	63	245, 800	291, 700	335, 800	375, 900	393, 000	420, 400			
	64	246, 100	292, 200	336, 700	376, 500	393, 700	421, 100			
	65	246, 400	292, 600	337, 600	377, 000	394, 200	421, 600			
	66	246, 700	293, 100	338, 300	377, 600	394, 900	422, 200			
	67	247, 000	293, 700	339, 000	378, 300	395, 600	422, 900			
	68	247, 300	294, 300	339, 600	379, 000	396, 300	423, 600			
	69	247, 600	294, 900	340, 500	379, 500	396, 800	424, 100			
	70	247, 900	295, 400	341, 100	380, 200	397, 500	424, 800			
	71	248, 200	295, 800	341, 800	380, 900	398, 200	425, 500			
	72	248, 500	296, 200	342, 300	381, 600	398, 900	426, 200			
	73	248, 800	296, 600	342, 800	382, 100	399, 400	426, 700			
	74	249, 100	296, 900	343, 300	382, 800	400, 100	427, 400			

	75	249, 400	297, 200	343, 800	383, 500	400, 800	428, 100
	76	249, 700	297, 500	344, 300	384, 200	401, 500	428, 800
	77	250, 000	297, 800	344, 700	384, 700	401, 900	429, 300
	78	250, 300	298, 100	345, 000	385, 300	402, 600	
	79	250, 600	298, 400	345, 400	385, 900	403, 300	
	80	250, 900	298, 700	345, 900	386, 500	404, 000	
	81	251, 200	299, 000	346, 400	387, 200	404, 500	
	82	251, 500	299, 300	346, 900	387, 800	405, 200	
	83	251, 800	299, 600	347, 400	388, 400	405, 900	
	84	252, 100	300, 000	347, 900	389, 000	406, 600	
	85	252, 400	300, 300	348, 400	389, 600	407, 100	
	86	252, 700	300, 600	348, 900	390, 200		
	87	253, 000	300, 900	349, 400	390, 800		
	88	253, 300	301, 200	349, 900	391, 400		
	89	253, 600	301, 400	350, 300	392, 100		
	90	253, 900	301, 700	350, 800	392, 700		
	91	254, 100	302, 000	351, 300	393, 300		
	92	254, 300	302, 300	351, 800	393, 900		
	93	254, 500	302, 500	352, 100	394, 600		
	94		302, 800	352, 600			
	95		303, 100	353, 100			
	96		303, 500	353, 600			
	97		303, 700	353, 900			
	98		304, 100	354, 400			
	99		304, 500	354, 900			
	100		304, 900	355, 400			
	101		305, 100	355, 700			
	102		305, 500	356, 100			
	103		305, 900	356, 500			
	104		306, 300	356, 900			
	105		306, 500	357, 400			
	106		306, 900	357, 800			
	107		307, 300	358, 200			
	108		307, 700	358, 600			
	109		307, 900	359, 100			
	110		308, 300	359, 500			
	111		308, 700	359, 900			
	112		309, 100	360, 300			
	113		309, 300	360, 800			
	114		309, 700				

	115		310,100							
	116		310,500							
	117		310,700							
	118		311,000							
	119		311,300							
	120		311,600							
	121		312,000							
	122		312,300							
	123		312,600							
	124		312,900							
	125		313,300							
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	190,400	218,100	262,800	283,200	298,900	325,000	367,900	402,400	455,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

研究職給料表						
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	181,200	234,100	308,700	356,300	404,800
	2	182,300	237,600	311,000	357,900	407,200
	3	183,500	240,000	313,100	359,500	409,700
	4	184,600	242,500	315,200	360,800	412,200
	5	185,700	244,400	317,100	362,000	414,600
	6	187,000	246,100	319,300	363,400	417,000
	7	188,300	247,900	321,100	364,700	419,600
	8	189,600	249,700	323,300	366,000	422,000
	9	190,700	251,200	325,000	367,600	423,700
	10	192,800	252,700	327,500	368,900	426,500
	11	194,700	254,300	329,900	370,500	429,100
	12	196,700	255,900	332,100	371,700	431,500
	13	198,500	257,700	334,400	373,400	433,600
	14	200,800	259,700	336,300	374,800	436,400
	15	202,900	261,600	338,500	376,400	439,100
	16	205,000	263,700	340,800	377,800	441,900
	17	207,700	264,600	342,500	378,900	444,800
	18	210,500	267,100	344,200	380,700	447,000
	19	213,400	269,400	345,900	382,300	449,500
	20	216,100	271,900	347,300	383,900	452,200
	21	219,100	274,400	349,000	385,600	454,900
	22	220,700	277,000	350,400	387,100	457,300
	23	222,400	279,400	351,600	388,400	460,000
	24	224,300	282,100	352,900	390,400	462,700
	25	225,900	284,600	354,600	392,000	465,500
	26	228,000	287,000	355,700	393,500	468,000
	27	230,100	289,200	357,100	394,800	470,600
	28	232,300	291,100	358,200	396,400	472,900
	29	234,300	292,500	359,800	397,700	475,500
	30	235,200	294,100	360,900	399,700	478,000
	31	236,100	295,700	362,200	401,100	480,500
	32	237,100	297,300	363,300	402,600	483,000
	33	238,300	298,800	364,500	404,100	485,300
	34	240,000	300,700	365,800	405,900	487,600

35	241,800	302,400	366,900	407,400	490,100
36	243,200	304,100	368,000	409,200	492,500
37	244,500	305,600	369,200	410,900	495,100
38	245,400	306,800	370,100	412,000	497,600
39	246,300	307,700	370,800	413,200	500,100
40	247,300	309,000	371,600	414,600	502,600
41	248,400	309,700	372,500	416,200	505,200
42	250,000	310,700	373,300	417,500	507,500
43	251,300	311,400	374,300	419,000	509,800
44	252,800	311,900	375,200	420,300	512,100
45	254,400	312,400	376,300	421,900	514,200
46	256,200	312,800	377,200	423,400	515,800
47	257,900	313,500	377,900	425,000	517,400
48	259,500	314,400	378,800	426,400	519,000
49	260,900	315,300	379,300	427,800	520,700
50	262,300	315,900	380,400	429,200	522,200
51	263,800	316,200	381,500	430,600	523,600
52	264,900	316,500	382,700	432,000	525,100
53	265,700	316,900	383,800	433,500	526,400
54	267,100	317,600	384,800	434,700	527,600
55	268,300	318,200	385,900	436,100	528,800
56	269,400	319,100	387,000	437,400	530,000
57	270,500	319,500	387,900	438,600	531,200
58	271,300	320,100	388,500	440,000	532,200
59	272,100	320,900	389,100	441,400	533,200
60	272,900	321,600	389,700	442,800	534,200
61	273,500	322,100	390,400	443,900	535,300
62	274,100	322,700	391,100	444,900	536,200
63	274,500	323,500	392,000	445,900	537,100
64	275,200	324,000	392,900	446,900	538,000
65	276,100	324,700	393,600	447,800	538,900
66	276,800	325,600	394,200	448,700	539,800
67	277,400	326,300	394,800	449,600	540,700
68	277,900	327,000	395,500	450,500	541,600
69	278,700	328,200	396,300	451,200	542,600
70	279,500	328,700	396,900	452,100	543,500
71	280,500	329,400	397,600	453,000	544,400
72	281,500	329,900	398,300	453,900	545,300
73	282,300	330,400	399,100	454,600	546,300
74	283,300	331,000	399,800		

	75	284,300	331,800	400,500		
	76	285,100	332,600	401,200		
	77	285,700	333,300	402,000		
	78	286,500	334,000	402,600		
	79	287,200	334,500	403,300		
	80	288,000	335,000	404,000		
	81	288,900	335,700	404,700		
	82	289,600	336,300	405,400		
	83	290,500	336,800	406,100		
	84	291,300	337,300	406,800		
	85	291,900	338,100	407,400		
	86	292,700	338,600	408,100		
	87	293,600	339,100	408,800		
	88	294,400	339,600	409,500		
	89	295,000	340,000	410,100		
	90	296,000	340,500			
	91	296,800	341,000			
	92	297,600	341,600			
	93	298,400	342,000			
	94	298,900	342,400			
	95	299,400	342,800			
	96	299,800	343,200			
	97	300,200	343,600			
	98	300,700	344,000			
	99	301,300	344,400			
	100	301,800	344,800			
	101	302,300	345,300			
	102	302,600	345,800			
	103	302,900	346,200			
	104	303,200	346,700			
	105	303,500	347,300			
	106	303,800	347,800			
	107	304,100	348,300			
	108	304,400	348,800			
	109	304,700	349,400			
	110	305,000	349,900			
	111	305,300	350,400			
	112	305,600	350,900			
	113	305,900	351,500			
	114	306,200	352,000			

	115	306,500	352,500			
	116	306,800	353,000			
	117	307,100	353,600			
	118	307,400	354,100			
	119	307,700	354,600			
	120	308,000	355,100			
	121	308,300	355,700			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	221,200	266,600	293,200	336,600	397,200

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表

1 医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	300,100	374,900	428,300	485,800
	2	301,700	377,400	430,300	487,600
	3	303,200	379,900	432,600	489,300
	4	304,800	381,400	434,900	490,800
	5	306,300	383,100	437,100	492,500
	6	309,400	385,000	438,800	493,900
	7	312,800	387,200	440,400	495,700
	8	316,200	389,400	442,100	497,500
	9	319,300	390,900	444,100	499,500
	10	322,900	393,800	446,300	501,400
	11	326,400	396,500	448,100	503,100
	12	330,200	398,700	449,500	504,800
	13	333,000	401,100	450,800	506,400
	14	336,700	403,800	452,500	507,900
	15	340,200	407,000	454,100	509,400
	16	344,200	409,700	455,800	510,800
	17	347,500	412,400	457,700	512,200
	18	350,800	414,800	459,200	513,900
	19	353,900	417,000	460,700	515,600
	20	357,300	419,100	462,100	517,300
	21	360,500	421,600	463,200	519,100
	22	363,700	423,200	465,300	520,700
	23	366,600	424,400	467,200	522,400
	24	368,900	426,100	469,500	524,200
	25	370,800	427,900	471,100	525,900
	26	372,100	429,600	472,900	527,600
	27	373,600	430,900	474,200	529,300
	28	375,200	432,200	475,800	531,000
	29	377,000	433,800	477,600	532,700
	30	378,900	434,900	479,200	534,400
	31	380,200	436,000	480,900	536,200
	32	381,600	437,100	482,500	537,800

33	383,300	438,900	484,200	539,400
34	385,200	440,000	486,100	541,100
35	386,700	441,400	487,900	542,800
36	388,500	442,700	489,300	544,500
37	390,100	443,700	490,600	546,100
38	392,000	445,400	492,200	547,500
39	393,600	446,600	493,800	548,900
40	395,400	448,400	495,000	550,300
41	397,100	450,200	496,000	551,800
42	397,600	451,500	497,500	553,200
43	398,100	452,100	499,000	554,600
44	398,700	453,400	500,700	555,800
45	399,600	454,900	502,300	557,000
46	400,000	456,000	503,800	558,000
47	400,400	457,100	505,400	559,000
48	400,800	458,200	507,100	560,000
49	401,100	459,600	508,600	561,100
50	401,400	461,200	509,800	562,000
51	401,700	462,500	511,000	562,900
52	402,000	463,900	512,100	563,800
53	402,300	465,100	513,300	564,700
54	402,600	466,100	514,400	565,600
55	402,900	466,700	515,700	566,500
56	403,200	467,300	516,800	567,400
57	403,500	467,900	518,000	568,300
58	403,800	468,600	518,800	569,200
59	404,100	469,500	519,500	570,100
60	404,300	470,500	520,300	571,000
61	404,500	471,400	521,200	571,900
62	404,700	471,800	521,800	572,800
63	404,900	472,100	522,500	573,700
64	405,100	472,600	523,200	574,600
65	405,300	473,200	524,000	575,500
66		473,800	524,900	
67		474,300	525,800	
68		474,700	526,600	
69		475,200	527,500	
70		475,900	528,300	
71		476,600	529,200	
72		477,300	530,100	

	73		477,800	530,900	
	74		478,300	531,800	
	75		478,700	532,700	
	76		479,100	533,600	
	77		479,500	534,400	
	78		480,000	535,300	
	79		480,500	536,200	
	80		480,900	537,100	
	81		481,400	537,900	
	82		481,900	538,800	
	83		482,500	539,700	
	84		483,000	540,600	
	85		483,500	541,400	
	86		484,100	542,300	
	87		484,700	543,200	
	88		485,300	544,100	
	89		485,800	544,900	
	90		486,400		
	91		487,000		
	92		487,600		
	93		488,100		
	94		488,700		
	95		489,300		
	96		489,900		
	97		490,400		
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	299,900	342,300	396,900	470,100

備考 この表は、病院、福祉保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	185,500	226,300	252,500	275,400	302,600	343,100	384,300
	2	187,000	227,900	253,700	276,100	304,700	345,000	386,900
	3	188,500	229,400	254,700	276,900	306,600	346,900	389,000
	4	190,000	230,700	255,900	277,800	308,200	348,500	391,300
	5	191,200	231,600	257,000	278,700	309,900	350,000	393,500
	6	193,200	232,300	258,400	279,600	311,600	352,000	395,700
	7	195,300	233,400	259,700	280,500	313,200	353,900	398,300
	8	197,300	234,500	261,200	281,300	314,700	355,700	400,700
	9	199,400	235,900	262,500	282,300	316,100	357,300	403,300
	10	201,400	236,600	263,700	282,800	317,600	359,100	405,600
	11	203,400	237,300	264,900	283,600	319,100	361,000	407,900
	12	205,400	238,200	265,900	284,300	320,500	363,200	410,300
	13	207,400	239,300	266,800	285,300	322,200	364,400	412,600
	14	210,000	240,200	267,600	286,700	324,000	366,200	414,700
	15	212,600	241,300	268,400	288,100	325,600	368,000	416,800
	16	214,900	242,200	269,300	289,400	327,200	369,700	418,800
	17	217,500	243,100	270,300	290,600	328,900	371,000	420,900
	18	218,600	244,100	271,200	292,000	330,500	373,100	422,900
	19	219,800	245,100	272,000	293,200	332,200	374,800	425,100
	20	220,900	246,300	272,800	294,500	333,900	376,400	426,900
	21	222,200	247,500	273,600	295,900	335,700	378,100	428,800
	22	223,600	248,600	274,400	297,300	337,300	379,700	430,300
	23	225,000	249,900	275,100	298,700	338,900	381,600	431,800
	24	226,300	251,200	275,900	300,200	340,500	383,300	433,300
	25	227,700	252,500	276,900	301,800	342,200	385,000	434,700
	26	228,300	253,700	278,000	302,800	343,700	386,800	436,000
	27	229,100	254,600	279,200	303,800	345,700	388,700	437,300
	28	229,600	255,400	280,400	305,000	347,700	390,600	438,500
	29	230,400	256,200	281,700	306,700	348,800	392,400	439,800
	30	231,000	257,000	282,900	307,900	350,500	394,100	441,100
	31	231,700	257,800	284,000	309,200	351,800	395,800	442,400
	32	232,300	258,800	285,200	310,600	353,300	397,500	443,600
	33	233,200	259,800	286,400	312,400	354,700	399,100	445,000
	34	234,100	260,800	287,700	313,600	356,400	400,200	446,300
	35	234,800	261,700	288,900	314,800	357,900	401,500	447,600

36	235,500	262,600	290,100	315,900	359,400	402,600	448,900
37	236,100	263,500	291,100	317,200	361,200	403,700	450,300
38	236,700	264,500	292,100	318,600	362,400	404,800	451,100
39	237,400	265,400	293,100	320,000	363,700	405,800	451,900
40	238,100	266,300	294,200	321,400	365,100	407,000	452,600
41	238,800	267,200	295,400	323,100	366,600	407,900	453,300
42	239,500	268,100	296,600	324,400	367,700	408,600	454,100
43	240,200	269,000	298,000	325,700	369,000	409,400	454,900
44	240,900	269,800	299,400	327,400	370,300	410,000	455,700
45	241,700	270,700	300,300	328,400	371,400	410,600	456,300
46	242,100	271,700	301,500	329,400	372,600	411,300	457,100
47	242,400	272,700	302,800	330,500	373,700	411,900	457,900
48	242,900	273,700	304,100	331,600	374,900	412,600	458,600
49	243,200	274,700	305,100	333,000	376,100	413,400	459,300
50	243,500	275,600	306,500	334,000	376,800	414,100	460,100
51	243,800	276,400	307,800	334,900	377,600	414,800	460,900
52	244,100	277,200	309,100	335,700	378,500	415,500	461,700
53	244,400	278,100	310,300	336,400	379,300	416,200	462,300
54	244,700	278,700	311,500	337,200	380,200	416,900	
55	245,000	279,400	312,600	338,100	381,000	417,600	
56	245,300	280,200	313,500	339,200	381,800	418,300	
57	245,600	281,000	314,500	339,900	382,600	418,900	
58	245,800	282,000	315,600	340,600	383,200	419,600	
59	246,100	283,000	316,700	341,500	383,800	420,300	
60	246,400	284,000	317,800	342,400	384,600	421,000	
61	246,700	284,300	318,900	343,100	385,200	421,500	
62	247,000	285,100	320,000	343,800	385,800	422,100	
63	247,300	286,000	320,900	344,400	386,500	422,800	
64	247,600	286,900	321,700	345,100	387,200	423,500	
65	247,900	287,600	322,500	345,600	387,800	424,000	
66	248,200	288,500	323,200	346,300	388,500		
67	248,500	289,300	323,900	346,800	389,200		
68	248,800	290,100	324,600	347,300	389,900		
69	249,100	291,000	325,300	347,900	390,400		
70	249,400	291,800	326,000	348,500	391,000		
71	249,700	292,500	326,700	349,000	391,600		
72	250,000	293,000	327,400	349,500	392,200		
73	250,300	293,400	328,200	350,000	392,900		
74	250,600	293,800	328,700	350,500	393,500		
75	250,900	294,100	329,200	351,100	394,100		

76	251,200	294,400	329,700	351,700	394,700
77	251,500	294,700	330,200	352,200	395,400
78	251,800	295,000	330,700	352,600	396,000
79	252,100	295,300	331,200	353,000	396,600
80	252,400	295,600	331,600	353,500	397,200
81	252,700	295,900	332,100	353,900	397,900
82	252,900	296,200	332,500	354,300	398,500
83	253,100	296,500	332,900	354,700	399,100
84	253,300	296,800	333,300	355,100	399,700
85	253,500	297,100	333,700	355,600	400,400
86		297,300	334,100	356,000	
87		297,600	334,400	356,400	
88		297,900	334,800	356,800	
89		298,200	335,200	357,300	
90		298,500	335,600	357,700	
91		298,800	336,000	358,100	
92		299,100	336,400	358,500	
93		299,400	336,900	359,000	
94		299,700	337,200	359,400	
95		299,900	337,500	359,800	
96		300,100	337,900	360,200	
97		300,400	338,100	360,700	
98		300,600	338,500	361,100	
99		300,800	338,900	361,500	
100		301,100	339,300	361,900	
101		301,400	339,500	362,400	
102		301,600	339,900	362,800	
103		301,800	340,300	363,200	
104		302,100	340,700	363,600	
105		302,400	340,900	364,100	
106			341,300		
107			341,700		
108			342,100		
109			342,300		
110			342,700		
111			343,100		
112			343,500		
113			343,700		

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	191,400	218,200	250,700	264,500	291,000	333,000	376,400
---------------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、病院、福祉保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

3 医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	204,300	234,800	273,000	290,200	310,300	345,100
	2	205,800	237,700	274,000	290,500	311,500	347,000
	3	207,300	240,600	275,000	290,900	312,700	348,700
	4	208,700	243,200	276,300	291,400	314,100	350,400
	5	210,200	246,300	277,400	291,900	315,500	352,200
	6	211,700	247,700	278,500	292,500	316,800	354,100
	7	213,200	249,100	279,500	293,100	318,000	355,900
	8	214,700	250,500	280,500	293,600	319,200	357,700
	9	216,200	251,900	281,300	294,200	320,600	359,200
	10	218,200	253,100	282,100	294,900	321,800	361,100
	11	220,200	254,300	282,900	295,500	322,800	362,800
	12	222,200	255,400	283,200	296,400	323,900	364,700
	13	224,000	256,000	283,500	297,400	325,400	366,400
	14	226,200	256,900	283,800	298,500	326,500	368,200
	15	228,500	257,700	284,200	299,500	327,600	369,800
	16	230,600	258,300	284,600	300,600	329,000	371,500
	17	233,600	259,100	285,000	301,700	330,400	373,200
	18	236,500	259,600	285,400	302,500	331,600	375,000
	19	239,300	260,200	285,800	303,300	332,900	376,800
	20	242,000	260,800	286,200	304,200	334,100	378,600
	21	245,000	261,500	286,700	305,300	335,400	380,800
	22	246,200	262,600	287,400	306,300	336,800	382,900
	23	247,500	263,700	288,000	307,200	337,900	385,000
	24	248,800	264,600	288,600	308,100	339,000	387,200
	25	250,100	265,300	289,200	309,000	340,400	389,200
	26	251,100	266,200	290,100	309,900	341,700	391,100
	27	252,100	267,200	291,200	310,800	342,900	393,000
	28	253,000	268,400	292,200	311,800	343,900	394,800
	29	253,700	269,700	293,200	313,100	345,100	396,800
	30	254,300	270,800	294,200	314,300	346,500	398,600
	31	254,700	271,800	295,100	315,500	347,700	400,500
	32	255,400	272,800	296,100	316,700	349,000	402,200
	33	256,100	273,600	297,400	317,700	350,300	403,900
	34	256,400	274,500	298,400	318,800	351,700	405,500
	35	256,800	275,300	299,200	320,100	352,700	407,200

36	257,200	275,800	300,000	321,200	353,900	408,900
37	257,600	276,200	300,900	322,500	355,200	410,700
38	258,400	276,600	301,700	323,800	356,600	412,400
39	259,100	277,000	302,500	325,000	357,900	414,100
40	259,600	277,500	303,300	326,200	359,200	415,900
41	260,200	278,100	304,400	327,500	360,600	417,600
42	260,800	278,500	305,600	328,800	362,100	419,300
43	261,500	278,900	306,600	329,900	363,700	421,000
44	262,300	279,300	307,800	330,800	365,300	422,600
45	263,100	279,900	308,800	331,800	366,800	424,100
46	264,100	280,600	309,800	332,900	368,300	425,700
47	265,100	281,100	311,000	333,900	369,700	427,300
48	266,000	281,700	312,000	335,200	371,000	428,900
49	266,600	282,200	313,100	336,400	372,400	430,600
50	267,600	283,100	314,200	337,300	373,800	432,200
51	268,600	283,800	315,200	338,100	375,200	433,800
52	269,100	284,500	316,200	339,100	376,500	435,400
53	269,900	285,500	317,400	339,900	377,800	436,900
54	270,300	286,400	318,600	341,200	379,000	438,400
55	270,600	287,200	319,600	342,400	380,100	439,900
56	271,000	288,300	320,400	343,500	381,200	441,400
57	271,400	289,400	321,300	344,700	382,300	442,700
58	271,900	290,400	322,200	346,000	383,200	443,600
59	272,400	291,300	323,200	347,400	384,100	444,500
60	272,800	292,200	324,200	348,600	385,100	445,400
61	273,400	293,100	325,100	349,800	385,900	446,300
62	274,000	294,000	326,100	351,100	386,600	447,200
63	274,500	294,800	326,900	352,200	387,400	448,100
64	274,900	295,800	327,800	353,400	388,200	449,000
65	275,300	296,900	328,700	354,600	389,100	449,900
66	275,900	298,000	329,900	355,700	389,900	450,700
67	276,600	298,900	330,900	356,800	390,700	451,500
68	277,200	300,000	332,000	357,900	391,500	452,300
69	277,700	300,900	333,000	358,900	392,300	453,100
70	278,300	301,900	334,100	359,900	393,000	
71	278,700	303,100	335,200	360,900	393,700	
72	279,300	304,100	336,200	361,900	394,400	
73	279,900	305,100	337,400	362,900	395,200	
74	280,900	306,200	338,500	363,800	395,800	
75	281,300	307,200	339,600	364,800	396,400	

76	281,800	308,200	340,600	365,900	397,000
77	282,200	309,400	341,700	366,800	397,600
78	283,000	310,500	342,900	367,600	398,200
79	283,900	311,300	344,100	368,400	398,800
80	285,000	312,000	345,100	369,200	399,400
81	285,500	312,600	346,100	369,900	399,900
82	286,300	313,400	347,100	370,500	400,500
83	286,900	314,200	348,200	371,100	401,100
84	287,500	315,200	349,200	371,700	401,700
85	288,000	316,000	350,200	372,400	402,200
86	288,700	316,700	351,200	373,000	402,800
87	289,500	317,400	352,200	373,600	403,400
88	290,100	318,200	353,200	374,200	404,000
89	290,700	319,100	354,300	374,700	404,400
90	291,600	320,100	355,100	375,300	405,000
91	292,200	321,100	355,900	375,900	405,600
92	292,800	322,100	356,700	376,500	406,200
93	293,700	323,200	357,500	377,000	406,700
94	294,300	323,900	358,200	377,500	
95	294,800	324,600	358,900	378,000	
96	295,200	325,400	359,600	378,500	
97	295,800	326,100	360,100	379,100	
98	296,300	326,600	360,600	379,600	
99	296,800	327,200	361,100	380,100	
100	297,400	327,800	361,600	380,600	
101	297,800	328,300	362,200	381,200	
102	298,100	328,900	362,700	381,700	
103	298,400	329,400	363,200	382,200	
104	298,800	329,800	363,700	382,700	
105	299,100	330,200	364,300	383,300	
106	299,400	330,600	364,800	383,800	
107	299,700	331,000	365,300	384,300	
108	300,000	331,400	365,800	384,800	
109	300,400	331,800	366,300	385,400	
110	300,700	332,100	366,800	385,900	
111	301,000	332,400	367,300	386,400	
112	301,300	332,800	367,800	386,900	
113	301,700	333,200	368,300	387,500	
114	302,000	333,600	368,800		
115	302,300	334,000	369,300		

116	302,700	334,300	369,700			
117	303,000	334,600	370,100			
118	303,300	335,000	370,600			
119	303,600	335,400	371,100			
120	303,900	335,800	371,600			
121	304,100	336,000	372,000			
122	304,400	336,400	372,500			
123	304,700	336,800	373,000			
124	305,000	337,200	373,500			
125	305,200	337,400	373,900			
126	305,500	337,800				
127	305,900	338,200				
128	306,200	338,600				
129	306,400	338,900				
130	306,800	339,300				
131	307,200	339,700				
132	307,600	340,100				
133	307,800	340,400				
134	308,200	340,800				
135	308,600	341,200				
136	309,000	341,600				
137	309,200	341,900				
138	309,600	342,300				
139	310,000	342,700				
140	310,400	343,100				
141	310,600	343,400				
142	311,000	343,800				
143	311,400	344,200				
144	311,800	344,600				
145	312,000	344,900				
146	312,400	345,300				
147	312,800	345,700				
148	313,200	346,100				
149	313,400	346,400				
150	313,700	346,800				
151	314,000	347,200				
152	314,300	347,600				
153	314,700	347,900				
154	315,000					
155	315,300					

	156	315,600					
	157	316,000					
	158	316,300					
	159	316,600					
	160	316,900					
	161	317,300					
	162	317,600					
	163	317,900					
	164	318,200					
	165	318,600					
	166	318,900					
	167	319,200					
	168	319,500					
	169	319,900					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	237,900	262,900	270,600	281,000	298,200	336,600

備考 この表は、病院、福祉保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「単身赴任手当」を「単身赴任手当、在宅勤務等手当」に改める。

第6条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「55歳を超える」を「次項各号に掲げる」に改め、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給）」を削り、同条第3項中「55歳を超える」を「次に掲げる」に、「その者」を「当該職員」に改め、同項に次の各号を加える。

- （1） 55歳を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）
- （2） 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

第9条の2第1項第1号中「415,600円」を「416,600円」に改める。

第10条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」」を「第3項において「扶養親族たる父母等」」に改め、「（次条において「行7級以上職員等」という。）」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円とする。

第10条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第11条の2第2項第2号中「100分の15」を「100分の14」に改め、同項第3号中「100分の12」を「100分の10」に改め、同項第4号中「100分の10」を「100分の6」に改め、同項第5号中「100分の6」を「100分の2」に改め、同項第6号を削る。

第11条の4第1項第2号中「配偶者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」に改める。

第13条第2項の表17の項を次のように改める。

17 牛の死体の検査の業務に従事する職員の特殊勤務手当	1日当たり1,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
-----------------------------	----------------------------------

第13条第2項の表備考6を削る。

第13条の3第2項中「（以下「国家公務員等」という。）」を削る。

第19条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「額とする」を「額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」

とする」に改め、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第22条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の97.5」に、「100分の122.5」を「100分の117.5」に改め、同項第2号中「100分の46.2」を「100分の48.7」に、「100分の56.2」を「100分の58.7」に、「100分の51.3」を「100分の48.8」に、「100分の61.3」を「100分の58.8」に改める。

第23条第1項第1号及び第2号中「以下」を「以下この条において」に改め、同条第2項第1号中「以下「運賃等相当額」」を「以下この条において「運賃等相当額」」に改め、「。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が56,200円を超えるときは、支給単位期間につき、56,200円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が56,200円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、56,200円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が56,200円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、56,200円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第3項中「（以下この項）を「（以下この条）に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「とするもの」を「とするもの（通勤距離又は通勤時間が人事委員会規則で定める基準を満たす職員に限る。）」に改め、同項第1号を次のように改める。

- （1） 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

第23条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第23条の2第3項中「国家公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第23条の2の2 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委

員会規則で定める。

第23条の5中「から第11条まで、第11条の3、第11条の4、第13条の2及び第13条の3」を「、第10条及び第11条の3」に改める。

第25条の3第8号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

（8）在宅勤務等手当

第25条の11中「第10条、第11条」を「第10条」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表										
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	180,800	229,200	262,800	299,500	323,800	358,500	436,300	470,400	521,800
	2	181,900	230,400	263,900	301,100	325,500	360,100	442,400	476,100	527,500
	3	183,100	231,500	265,100	302,600	327,300	362,000	447,300	480,900	532,700
	4	184,200	232,600	266,200	304,100	328,900	363,800	451,300	485,600	536,900
	5	185,300	233,800	267,400	305,500	330,800	365,700	455,100	489,600	540,400
	6	186,400	235,100	268,700	306,900	332,500	367,500	458,100	493,100	543,100
	7	187,500	236,300	269,900	308,300	334,200	369,200	461,100	496,100	545,800
	8	188,600	237,700	271,000	309,700	336,000	370,800	463,300	498,600	548,300
	9	189,700	238,200	272,100	311,400	337,800	372,300		500,600	550,300
	10	191,300	239,500	273,200	312,900	339,500	374,200			
	11	192,900	240,700	274,500	314,500	341,200	375,600			
	12	194,400	241,900	275,300	316,100	342,800	377,200			
	13	196,000	243,000	276,500	317,800	344,500	378,800			
	14	197,700	244,700	277,900	319,400	346,200	380,600			
	15	199,400	246,300	279,700	321,000	348,000	382,400			
	16	201,100	248,200	281,200	322,700	349,800	384,000			
	17	202,900	249,700	282,700	324,400	351,400	386,000			
	18	204,900	251,300	284,000	326,100	353,200	387,800			
	19	206,900	252,600	285,200	327,800	354,900	389,600			
	20	208,900	253,400	286,400	329,500	356,600	391,300			
	21	210,900	254,000	288,000	331,000	358,000	393,100			
	22	212,900	255,200	289,500	332,800	359,900	394,700			
	23	214,900	256,400	290,800	334,600	361,200	396,300			
	24	216,900	257,600	292,100	336,400	362,700	397,800			
	25	219,000	258,700	293,300	338,000	364,100	399,500			
	26	220,700	260,000	294,500	339,800	365,700	400,600			
	27	222,300	261,000	295,700	341,600	367,300	401,800			
	28	223,800	262,000	296,900	343,400	368,700	402,800			
	29	225,200	262,900	298,200	344,900	370,600	403,900			
	30	226,200	263,800	299,500	346,900	371,900	405,000			
	31	227,200	264,500	301,000	348,300	373,300	406,100			
	32	228,200	265,400	302,400	349,900	374,700	407,200			
	33	229,200	266,100	303,700	351,400	376,200	408,200			
	34	230,000	267,200	305,000	353,100	377,300	408,700			

	35	230, 800	268, 300	306, 300	354, 800	378, 400	409, 400
	36	231, 700	269, 300	307, 700	356, 400	379, 400	409, 900
	37	232, 500	270, 000	309, 100	358, 100	380, 400	410, 700
	38	233, 300	271, 000	310, 600	359, 600	381, 200	411, 400
	39	233, 900	272, 100	312, 000	361, 200	382, 100	412, 000
	40	234, 500	273, 100	313, 400	362, 800	382, 800	412, 700
	41	235, 000	274, 100	315, 000	364, 400	383, 800	413, 500
	42	235, 900	274, 900	316, 300	365, 600	384, 500	414, 200
	43	236, 600	275, 700	317, 600	366, 700	385, 200	414, 900
	44	237, 500	276, 400	318, 800	367, 600	385, 900	415, 600
	45	238, 300	277, 000	319, 700	368, 600	386, 800	416, 300
	46	239, 200	277, 800	321, 200	369, 600	387, 300	417, 000
	47	240, 100	278, 600	322, 500	370, 600	387, 900	417, 700
	48	241, 000	279, 600	323, 800	371, 500	388, 500	418, 400
	49	241, 800	280, 300	325, 100	372, 400	389, 200	419, 000
	50	242, 100	281, 100	326, 700	373, 000	389, 800	419, 700
	51	242, 400	282, 000	327, 800	373, 600	390, 400	420, 400
	52	242, 700	282, 900	329, 000	374, 200	391, 100	421, 100
	53	243, 100	283, 500	330, 100	374, 800	391, 600	421, 600
	54	243, 400	284, 400	331, 100	375, 300	392, 300	422, 200
	55	243, 700	285, 300	332, 100	375, 900	393, 000	422, 900
	56	243, 900	286, 200	333, 000	376, 500	393, 700	423, 600
	57	244, 200	286, 900	334, 100	377, 000	394, 200	424, 100
	58	244, 400	287, 800	335, 000	377, 600	394, 900	424, 800
	59	244, 700	288, 600	335, 800	378, 300	395, 600	425, 500
	60	244, 900	289, 400	336, 700	379, 000	396, 300	426, 200
	61	245, 200	290, 500	337, 600	379, 500	396, 800	426, 700
	62	245, 500	291, 100	338, 300	380, 200	397, 500	427, 400
	63	245, 800	291, 700	339, 000	380, 900	398, 200	428, 100
	64	246, 100	292, 200	339, 600	381, 600	398, 900	428, 800
	65	246, 400	292, 600	340, 500	382, 100	399, 400	429, 300
	66	246, 700	293, 100	341, 100	382, 800	400, 100	
	67	247, 000	293, 700	341, 800	383, 500	400, 800	
	68	247, 300	294, 300	342, 300	384, 200	401, 500	
	69	247, 600	294, 900	342, 800	384, 700	401, 900	
	70	247, 900	295, 400	343, 300	385, 300	402, 600	
	71	248, 200	295, 800	343, 800	385, 900	403, 300	
	72	248, 500	296, 200	344, 300	386, 500	404, 000	
	73	248, 800	296, 600	344, 700	387, 200	404, 500	
	74	249, 100	296, 900	345, 000	387, 800	405, 200	

	75	249, 400	297, 200	345, 400	388, 400	405, 900
	76	249, 700	297, 500	345, 900	389, 000	406, 600
	77	250, 000	297, 800	346, 400	389, 600	407, 100
	78	250, 300	298, 100	346, 900	390, 200	
	79	250, 600	298, 400	347, 400	390, 800	
	80	250, 900	298, 700	347, 900	391, 400	
	81	251, 200	299, 000	348, 400	392, 100	
	82	251, 500	299, 300	348, 900	392, 700	
	83	251, 800	299, 600	349, 400	393, 300	
	84	252, 100	300, 000	349, 900	393, 900	
	85	252, 400	300, 300	350, 300	394, 600	
	86	252, 700	300, 600	350, 800		
	87	253, 000	300, 900	351, 300		
	88	253, 300	301, 200	351, 800		
	89	253, 600	301, 400	352, 100		
	90	253, 900	301, 700	352, 600		
	91	254, 100	302, 000	353, 100		
	92	254, 300	302, 300	353, 600		
	93	254, 500	302, 500	353, 900		
	94		302, 800	354, 400		
	95		303, 100	354, 900		
	96		303, 500	355, 400		
	97		303, 700	355, 700		
	98		304, 100	356, 100		
	99		304, 500	356, 500		
	100		304, 900	356, 900		
	101		305, 100	357, 400		
	102		305, 500	357, 800		
	103		305, 900	358, 200		
	104		306, 300	358, 600		
	105		306, 500	359, 100		
	106		306, 900	359, 500		
	107		307, 300	359, 900		
	108		307, 700	360, 300		
	109		307, 900	360, 800		
	110		308, 300			
	111		308, 700			
	112		309, 100			
	113		309, 300			
	114		309, 700			

	115		310,100							
	116		310,500							
	117		310,700							
	118		311,000							
	119		311,300							
	120		311,600							
	121		312,000							
	122		312,300							
	123		312,600							
	124		312,900							
	125		313,300							
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	190,400	218,100	262,800	283,200	298,900	325,000	367,900	402,400	455,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

研究職給料表						
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	181,200	234,100	325,000	378,900	454,900
	2	182,300	237,600	327,500	380,700	465,500
	3	183,500	240,000	329,900	382,300	475,500
	4	184,600	242,500	332,100	383,900	485,300
	5	185,700	244,400	334,400	385,600	495,100
	6	187,000	246,100	336,300	387,100	505,200
	7	188,300	247,900	338,500	388,400	514,200
	8	189,600	249,700	340,800	390,400	522,200
	9	190,700	251,200	342,500	392,000	530,000
	10	192,800	252,700	344,200	393,500	537,100
	11	194,700	254,300	345,900	394,800	542,600
	12	196,700	255,900	347,300	396,400	547,100
	13	198,500	257,700	349,000	397,700	550,100
	14	200,800	259,700	350,400	399,700	552,100
	15	202,900	261,600	351,600	401,100	
	16	205,000	263,700	352,900	402,600	
	17	207,700	264,600	354,600	404,100	
	18	210,500	267,100	355,700	405,900	
	19	213,400	269,400	357,100	407,400	
	20	216,100	271,900	358,200	409,200	
	21	219,100	274,400	359,800	410,900	
	22	220,700	277,000	360,900	412,000	
	23	222,400	279,400	362,200	413,200	
	24	224,300	282,100	363,300	414,600	
	25	225,900	284,600	364,500	416,200	
	26	228,000	287,000	365,800	417,500	
	27	230,100	289,200	366,900	419,000	
	28	232,300	291,100	368,000	420,300	
	29	234,300	292,500	369,200	421,900	
	30	235,200	294,100	370,100	423,400	
	31	236,100	295,700	370,800	425,000	
	32	237,100	297,300	371,600	426,400	
	33	238,300	298,800	372,500	427,800	
	34	240,000	300,700	373,300	429,200	

35	241,800	302,400	374,300	430,600
36	243,200	304,100	375,200	432,000
37	244,500	305,600	376,300	433,500
38	245,400	306,800	377,200	434,700
39	246,300	307,700	377,900	436,100
40	247,300	309,000	378,800	437,400
41	248,400	309,700	379,300	438,600
42	250,000	310,700	380,400	440,000
43	251,300	311,400	381,500	441,400
44	252,800	311,900	382,700	442,800
45	254,400	312,400	383,800	443,900
46	256,200	312,800	384,800	444,900
47	257,900	313,500	385,900	445,900
48	259,500	314,400	387,000	446,900
49	260,900	315,300	387,900	447,800
50	262,300	315,900	388,500	448,700
51	263,800	316,200	389,100	449,600
52	264,900	316,500	389,700	450,500
53	265,700	316,900	390,400	451,200
54	267,100	317,600	391,100	452,100
55	268,300	318,200	392,000	453,000
56	269,400	319,100	392,900	453,900
57	270,500	319,500	393,600	454,600
58	271,300	320,100	394,200	
59	272,100	320,900	394,800	
60	272,900	321,600	395,500	
61	273,500	322,100	396,300	
62	274,100	322,700	396,900	
63	274,500	323,500	397,600	
64	275,200	324,000	398,300	
65	276,100	324,700	399,100	
66	276,800	325,600	399,800	
67	277,400	326,300	400,500	
68	277,900	327,000	401,200	
69	278,700	328,200	402,000	
70	279,500	328,700	402,600	
71	280,500	329,400	403,300	
72	281,500	329,900	404,000	
73	282,300	330,400	404,700	
74	283,300	331,000	405,400	

	75	284,300	331,800	406,100		
	76	285,100	332,600	406,800		
	77	285,700	333,300	407,400		
	78	286,500	334,000	408,100		
	79	287,200	334,500	408,800		
	80	288,000	335,000	409,500		
	81	288,900	335,700	410,100		
	82	289,600	336,300			
	83	290,500	336,800			
	84	291,300	337,300			
	85	291,900	338,100			
	86	292,700	338,600			
	87	293,600	339,100			
	88	294,400	339,600			
	89	295,000	340,000			
	90	296,000	340,500			
	91	296,800	341,000			
	92	297,600	341,600			
	93	298,400	342,000			
	94	298,900	342,400			
	95	299,400	342,800			
	96	299,800	343,200			
	97	300,200	343,600			
	98	300,700	344,000			
	99	301,300	344,400			
	100	301,800	344,800			
	101	302,300	345,300			
	102	302,600	345,800			
	103	302,900	346,200			
	104	303,200	346,700			
	105	303,500	347,300			
	106	303,800	347,800			
	107	304,100	348,300			
	108	304,400	348,800			
	109	304,700	349,400			
	110	305,000	349,900			
	111	305,300	350,400			
	112	305,600	350,900			
	113	305,900	351,500			
	114	306,200	352,000			

	115	306,500	352,500			
	116	306,800	353,000			
	117	307,100	353,600			
	118	307,400	354,100			
	119	307,700	354,600			
	120	308,000	355,100			
	121	308,300	355,700			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	221,200	266,600	293,200	336,600	397,200

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表

1 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	300,100	401,100	457,700	546,100
	2	301,700	403,800	459,200	551,800
	3	303,200	407,000	460,700	557,000
	4	304,800	409,700	462,100	562,000
	5	306,300	412,400	463,200	566,500
	6	309,400	414,800	465,300	570,100
	7	312,800	417,000	467,200	573,700
	8	316,200	419,100	469,500	576,700
	9	319,300	421,600	471,100	579,200
	10	322,900	423,200	472,900	581,500
	11	326,400	424,400	474,200	
	12	330,200	426,100	475,800	
	13	333,000	427,900	477,600	
	14	336,700	429,600	479,200	
	15	340,200	430,900	480,900	
	16	344,200	432,200	482,500	
	17	347,500	433,800	484,200	
	18	350,800	434,900	486,100	
	19	353,900	436,000	487,900	
	20	357,300	437,100	489,300	
	21	360,500	438,900	490,600	
	22	363,700	440,000	492,200	
	23	366,600	441,400	493,800	
	24	368,900	442,700	495,000	
	25	370,800	443,700	496,000	
	26	372,100	445,400	497,500	
	27	373,600	446,600	499,000	
	28	375,200	448,400	500,700	
	29	377,000	450,200	502,300	
	30	378,900	451,500	503,800	
	31	380,200	452,100	505,400	
	32	381,600	453,400	507,100	

33	383,300	454,900	508,600
34	385,200	456,000	509,800
35	386,700	457,100	511,000
36	388,500	458,200	512,100
37	390,100	459,600	513,300
38	392,000	461,200	514,400
39	393,600	462,500	515,700
40	395,400	463,900	516,800
41	397,100	465,100	518,000
42	397,600	466,100	518,800
43	398,100	466,700	519,500
44	398,700	467,300	520,300
45	399,600	467,900	521,200
46	400,000	468,600	521,800
47	400,400	469,500	522,500
48	400,800	470,500	523,200
49	401,100	471,400	524,000
50	401,400	471,800	524,900
51	401,700	472,100	525,800
52	402,000	472,600	526,600
53	402,300	473,200	527,500
54	402,600	473,800	528,300
55	402,900	474,300	529,200
56	403,200	474,700	530,100
57	403,500	475,200	530,900
58	403,800	475,900	531,800
59	404,100	476,600	532,700
60	404,300	477,300	533,600
61	404,500	477,800	534,400
62	404,700	478,300	535,300
63	404,900	478,700	536,200
64	405,100	479,100	537,100
65	405,300	479,500	537,900
66		480,000	538,800
67		480,500	539,700
68		480,900	540,600
69		481,400	541,400
70		481,900	542,300
71		482,500	543,200
72		483,000	544,100

	73		483,500	544,900	
	74		484,100		
	75		484,700		
	76		485,300		
	77		485,800		
	78		486,400		
	79		487,000		
	80		487,600		
	81		488,100		
	82		488,700		
	83		489,300		
	84		489,900		
	85		490,400		
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	299,900	342,300	396,900	470,100

備考 この表は、病院、福祉保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	185,500	226,300	257,000	278,700	316,100	364,400	431,800
	2	187,000	227,900	258,400	279,600	317,600	366,200	438,500
	3	188,500	229,400	259,700	280,500	319,100	368,000	445,000
	4	190,000	230,700	261,200	281,300	320,500	369,700	450,300
	5	191,200	231,600	262,500	282,300	322,200	371,000	454,100
	6	193,200	232,300	263,700	282,800	324,000	373,100	457,100
	7	195,300	233,400	264,900	283,600	325,600	374,800	460,100
	8	197,300	234,500	265,900	284,300	327,200	376,400	462,600
	9	199,400	235,900	266,800	285,300	328,900	378,100	464,600
	10	201,400	236,600	267,600	286,700	330,500	379,700	
	11	203,400	237,300	268,400	288,100	332,200	381,600	
	12	205,400	238,200	269,300	289,400	333,900	383,300	
	13	207,400	239,300	270,300	290,600	335,700	385,000	
	14	210,000	240,200	271,200	292,000	337,300	386,800	
	15	212,600	241,300	272,000	293,200	338,900	388,700	
	16	214,900	242,200	272,800	294,500	340,500	390,600	
	17	217,500	243,100	273,600	295,900	342,200	392,400	
	18	218,600	244,100	274,400	297,300	343,700	394,100	
	19	219,800	245,100	275,100	298,700	345,700	395,800	
	20	220,900	246,300	275,900	300,200	347,700	397,500	
	21	222,200	247,500	276,900	301,800	348,800	399,100	
	22	223,600	248,600	278,000	302,800	350,500	400,200	
	23	225,000	249,900	279,200	303,800	351,800	401,500	
	24	226,300	251,200	280,400	305,000	353,300	402,600	
	25	227,700	252,500	281,700	306,700	354,700	403,700	
	26	228,300	253,700	282,900	307,900	356,400	404,800	
	27	229,100	254,600	284,000	309,200	357,900	405,800	
	28	229,600	255,400	285,200	310,600	359,400	407,000	
	29	230,400	256,200	286,400	312,400	361,200	407,900	
	30	231,000	257,000	287,700	313,600	362,400	408,600	
	31	231,700	257,800	288,900	314,800	363,700	409,400	
	32	232,300	258,800	290,100	315,900	365,100	410,000	
	33	233,200	259,800	291,100	317,200	366,600	410,600	
	34	234,100	260,800	292,100	318,600	367,700	411,300	
	35	234,800	261,700	293,100	320,000	369,000	411,900	

36	235,500	262,600	294,200	321,400	370,300	412,600
37	236,100	263,500	295,400	323,100	371,400	413,400
38	236,700	264,500	296,600	324,400	372,600	414,100
39	237,400	265,400	298,000	325,700	373,700	414,800
40	238,100	266,300	299,400	327,400	374,900	415,500
41	238,800	267,200	300,300	328,400	376,100	416,200
42	239,500	268,100	301,500	329,400	376,800	416,900
43	240,200	269,000	302,800	330,500	377,600	417,600
44	240,900	269,800	304,100	331,600	378,500	418,300
45	241,700	270,700	305,100	333,000	379,300	418,900
46	242,100	271,700	306,500	334,000	380,200	419,600
47	242,400	272,700	307,800	334,900	381,000	420,300
48	242,900	273,700	309,100	335,700	381,800	421,000
49	243,200	274,700	310,300	336,400	382,600	421,500
50	243,500	275,600	311,500	337,200	383,200	422,100
51	243,800	276,400	312,600	338,100	383,800	422,800
52	244,100	277,200	313,500	339,200	384,600	423,500
53	244,400	278,100	314,500	339,900	385,200	424,000
54	244,700	278,700	315,600	340,600	385,800	
55	245,000	279,400	316,700	341,500	386,500	
56	245,300	280,200	317,800	342,400	387,200	
57	245,600	281,000	318,900	343,100	387,800	
58	245,800	282,000	320,000	343,800	388,500	
59	246,100	283,000	320,900	344,400	389,200	
60	246,400	284,000	321,700	345,100	389,900	
61	246,700	284,300	322,500	345,600	390,400	
62	247,000	285,100	323,200	346,300	391,000	
63	247,300	286,000	323,900	346,800	391,600	
64	247,600	286,900	324,600	347,300	392,200	
65	247,900	287,600	325,300	347,900	392,900	
66	248,200	288,500	326,000	348,500	393,500	
67	248,500	289,300	326,700	349,000	394,100	
68	248,800	290,100	327,400	349,500	394,700	
69	249,100	291,000	328,200	350,000	395,400	
70	249,400	291,800	328,700	350,500	396,000	
71	249,700	292,500	329,200	351,100	396,600	
72	250,000	293,000	329,700	351,700	397,200	
73	250,300	293,400	330,200	352,200	397,900	
74	250,600	293,800	330,700	352,600	398,500	
75	250,900	294,100	331,200	353,000	399,100	

	76	251,200	294,400	331,600	353,500	399,700		
	77	251,500	294,700	332,100	353,900	400,400		
	78	251,800	295,000	332,500	354,300			
	79	252,100	295,300	332,900	354,700			
	80	252,400	295,600	333,300	355,100			
	81	252,700	295,900	333,700	355,600			
	82	252,900	296,200	334,100	356,000			
	83	253,100	296,500	334,400	356,400			
	84	253,300	296,800	334,800	356,800			
	85	253,500	297,100	335,200	357,300			
	86		297,300	335,600	357,700			
	87		297,600	336,000	358,100			
	88		297,900	336,400	358,500			
	89		298,200	336,900	359,000			
	90		298,500	337,200	359,400			
	91		298,800	337,500	359,800			
	92		299,100	337,900	360,200			
	93		299,400	338,100	360,700			
	94		299,700	338,500	361,100			
	95		299,900	338,900	361,500			
	96		300,100	339,300	361,900			
	97		300,400	339,500	362,400			
	98		300,600	339,900	362,800			
	99		300,800	340,300	363,200			
	100		301,100	340,700	363,600			
	101		301,400	340,900	364,100			
	102		301,600	341,300				
	103		301,800	341,700				
	104		302,100	342,100				
	105		302,400	342,300				
	106			342,700				
	107			343,100				
	108			343,500				
	109			343,700				
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	191,400	218,200	250,700	264,500	291,000	333,000	376,400

備考 この表は、病院、福祉保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

3 医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	204,300	234,800	277,400	291,900	320,600	366,400
	2	205,800	237,700	278,500	292,500	321,800	368,200
	3	207,300	240,600	279,500	293,100	322,800	369,800
	4	208,700	243,200	280,500	293,600	323,900	371,500
	5	210,200	246,300	281,300	294,200	325,400	373,200
	6	211,700	247,700	282,100	294,900	326,500	375,000
	7	213,200	249,100	282,900	295,500	327,600	376,800
	8	214,700	250,500	283,200	296,400	329,000	378,600
	9	216,200	251,900	283,500	297,400	330,400	380,800
	10	218,200	253,100	283,800	298,500	331,600	382,900
	11	220,200	254,300	284,200	299,500	332,900	385,000
	12	222,200	255,400	284,600	300,600	334,100	387,200
	13	224,000	256,000	285,000	301,700	335,400	389,200
	14	226,200	256,900	285,400	302,500	336,800	391,100
	15	228,500	257,700	285,800	303,300	337,900	393,000
	16	230,600	258,300	286,200	304,200	339,000	394,800
	17	233,600	259,100	286,700	305,300	340,400	396,800
	18	236,500	259,600	287,400	306,300	341,700	398,600
	19	239,300	260,200	288,000	307,200	342,900	400,500
	20	242,000	260,800	288,600	308,100	343,900	402,200
	21	245,000	261,500	289,200	309,000	345,100	403,900
	22	246,200	262,600	290,100	309,900	346,500	405,500
	23	247,500	263,700	291,200	310,800	347,700	407,200
	24	248,800	264,600	292,200	311,800	349,000	408,900
	25	250,100	265,300	293,200	313,100	350,300	410,700
	26	251,100	266,200	294,200	314,300	351,700	412,400
	27	252,100	267,200	295,100	315,500	352,700	414,100
	28	253,000	268,400	296,100	316,700	353,900	415,900
	29	253,700	269,700	297,400	317,700	355,200	417,600
	30	254,300	270,800	298,400	318,800	356,600	419,300
	31	254,700	271,800	299,200	320,100	357,900	421,000
	32	255,400	272,800	300,000	321,200	359,200	422,600
	33	256,100	273,600	300,900	322,500	360,600	424,100
	34	256,400	274,500	301,700	323,800	362,100	425,700
	35	256,800	275,300	302,500	325,000	363,700	427,300

36	257, 200	275, 800	303, 300	326, 200	365, 300	428, 900
37	257, 600	276, 200	304, 400	327, 500	366, 800	430, 600
38	258, 400	276, 600	305, 600	328, 800	368, 300	432, 200
39	259, 100	277, 000	306, 600	329, 900	369, 700	433, 800
40	259, 600	277, 500	307, 800	330, 800	371, 000	435, 400
41	260, 200	278, 100	308, 800	331, 800	372, 400	436, 900
42	260, 800	278, 500	309, 800	332, 900	373, 800	438, 400
43	261, 500	278, 900	311, 000	333, 900	375, 200	439, 900
44	262, 300	279, 300	312, 000	335, 200	376, 500	441, 400
45	263, 100	279, 900	313, 100	336, 400	377, 800	442, 700
46	264, 100	280, 600	314, 200	337, 300	379, 000	443, 600
47	265, 100	281, 100	315, 200	338, 100	380, 100	444, 500
48	266, 000	281, 700	316, 200	339, 100	381, 200	445, 400
49	266, 600	282, 200	317, 400	339, 900	382, 300	446, 300
50	267, 600	283, 100	318, 600	341, 200	383, 200	447, 200
51	268, 600	283, 800	319, 600	342, 400	384, 100	448, 100
52	269, 100	284, 500	320, 400	343, 500	385, 100	449, 000
53	269, 900	285, 500	321, 300	344, 700	385, 900	449, 900
54	270, 300	286, 400	322, 200	346, 000	386, 600	450, 700
55	270, 600	287, 200	323, 200	347, 400	387, 400	451, 500
56	271, 000	288, 300	324, 200	348, 600	388, 200	452, 300
57	271, 400	289, 400	325, 100	349, 800	389, 100	453, 100
58	271, 900	290, 400	326, 100	351, 100	389, 900	
59	272, 400	291, 300	326, 900	352, 200	390, 700	
60	272, 800	292, 200	327, 800	353, 400	391, 500	
61	273, 400	293, 100	328, 700	354, 600	392, 300	
62	274, 000	294, 000	329, 900	355, 700	393, 000	
63	274, 500	294, 800	330, 900	356, 800	393, 700	
64	274, 900	295, 800	332, 000	357, 900	394, 400	
65	275, 300	296, 900	333, 000	358, 900	395, 200	
66	275, 900	298, 000	334, 100	359, 900	395, 800	
67	276, 600	298, 900	335, 200	360, 900	396, 400	
68	277, 200	300, 000	336, 200	361, 900	397, 000	
69	277, 700	300, 900	337, 400	362, 900	397, 600	
70	278, 300	301, 900	338, 500	363, 800	398, 200	
71	278, 700	303, 100	339, 600	364, 800	398, 800	
72	279, 300	304, 100	340, 600	365, 900	399, 400	
73	279, 900	305, 100	341, 700	366, 800	399, 900	
74	280, 900	306, 200	342, 900	367, 600	400, 500	
75	281, 300	307, 200	344, 100	368, 400	401, 100	

76	281, 800	308, 200	345, 100	369, 200	401, 700
77	282, 200	309, 400	346, 100	369, 900	402, 200
78	283, 000	310, 500	347, 100	370, 500	402, 800
79	283, 900	311, 300	348, 200	371, 100	403, 400
80	285, 000	312, 000	349, 200	371, 700	404, 000
81	285, 500	312, 600	350, 200	372, 400	404, 400
82	286, 300	313, 400	351, 200	373, 000	405, 000
83	286, 900	314, 200	352, 200	373, 600	405, 600
84	287, 500	315, 200	353, 200	374, 200	406, 200
85	288, 000	316, 000	354, 300	374, 700	406, 700
86	288, 700	316, 700	355, 100	375, 300	
87	289, 500	317, 400	355, 900	375, 900	
88	290, 100	318, 200	356, 700	376, 500	
89	290, 700	319, 100	357, 500	377, 000	
90	291, 600	320, 100	358, 200	377, 500	
91	292, 200	321, 100	358, 900	378, 000	
92	292, 800	322, 100	359, 600	378, 500	
93	293, 700	323, 200	360, 100	379, 100	
94	294, 300	323, 900	360, 600	379, 600	
95	294, 800	324, 600	361, 100	380, 100	
96	295, 200	325, 400	361, 600	380, 600	
97	295, 800	326, 100	362, 200	381, 200	
98	296, 300	326, 600	362, 700	381, 700	
99	296, 800	327, 200	363, 200	382, 200	
100	297, 400	327, 800	363, 700	382, 700	
101	297, 800	328, 300	364, 300	383, 300	
102	298, 100	328, 900	364, 800	383, 800	
103	298, 400	329, 400	365, 300	384, 300	
104	298, 800	329, 800	365, 800	384, 800	
105	299, 100	330, 200	366, 300	385, 400	
106	299, 400	330, 600	366, 800	385, 900	
107	299, 700	331, 000	367, 300	386, 400	
108	300, 000	331, 400	367, 800	386, 900	
109	300, 400	331, 800	368, 300	387, 500	
110	300, 700	332, 100	368, 800		
111	301, 000	332, 400	369, 300		
112	301, 300	332, 800	369, 700		
113	301, 700	333, 200	370, 100		
114	302, 000	333, 600	370, 600		
115	302, 300	334, 000	371, 100		

116	302,700	334,300	371,600			
117	303,000	334,600	372,000			
118	303,300	335,000	372,500			
119	303,600	335,400	373,000			
120	303,900	335,800	373,500			
121	304,100	336,000	373,900			
122	304,400	336,400				
123	304,700	336,800				
124	305,000	337,200				
125	305,200	337,400				
126	305,500	337,800				
127	305,900	338,200				
128	306,200	338,600				
129	306,400	338,900				
130	306,800	339,300				
131	307,200	339,700				
132	307,600	340,100				
133	307,800	340,400				
134	308,200	340,800				
135	308,600	341,200				
136	309,000	341,600				
137	309,200	341,900				
138	309,600	342,300				
139	310,000	342,700				
140	310,400	343,100				
141	310,600	343,400				
142	311,000	343,800				
143	311,400	344,200				
144	311,800	344,600				
145	312,000	344,900				
146	312,400	345,300				
147	312,800	345,700				
148	313,200	346,100				
149	313,400	346,400				
150	313,700	346,800				
151	314,000	347,200				
152	314,300	347,600				
153	314,700	347,900				
154	315,000					
155	315,300					

	156	315,600					
	157	316,000					
	158	316,300					
	159	316,600					
	160	316,900					
	161	317,300					
	162	317,600					
	163	317,900					
	164	318,200					
	165	318,600					
	166	318,900					
	167	319,200					
	168	319,500					
	169	319,900					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	237,900	262,900	270,600	281,000	298,200	336,600

備考 この表は、病院、福祉保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年高知県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を削り、同条第2号の3イ中「配偶者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」に改め、同条第13号中「配偶者と」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）と」に改め、同条に次の1号を加える。

（14）在宅勤務等手当 住居その他これに準ずるものとして任命権者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他任命権者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、任命権者が定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給される手当

第5条第1項中「、第2号の3、第4号、第4号の2」を削る。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「382,000」を「394,000」に、「431,000」を「444,000」に、「483,000」を「498,000」に、「550,000」を「566,000」に、「628,000」を「647,000」に、「733,000」を「755,000」に、「858,000」を「883,000」に改める。

第5条第2項から第4項までの規定中「100分の164.8」を「100分の172.3」に改める。

第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第5条第1項中「第11条まで、第11条の4、第22条」を「第10条まで、第11条の4」に、「第14条まで」を「第13条まで」に改め、「、第23条」を削り、「第11条まで、第11条の3及び第22条」を「第10条まで及び第11条の3」に改め、同条第2項中「及び第21条第2項」を「、第21条第2項及び第22条第2項第1号」に、「「、6月に支給する場合においては100分の164.7、12月に支給する場合においては100分の172.3」」を「「100分の95」と、一般職員給与条例第22条第2項第1号中「100分の97.5」とあるのは「100分の83.5」」に改め、同条第3項中「及び第22条第2項」を「、第22条第2項及び第23条第2項第1号」に、「「、6月に支給する場合においては100分の164.7、12月に支給する場合においては100分の172.3」」を「「100分の95」と、学校職員給与条例第23条第2項第1号中「100分の97.5」とあるのは「100分の83.5」」に改め、同条第4項中「及び第21条第2項」を「、第21条第2項及び第22条第2項第1号」に、「「、6月に支給する場合においては100分の164.7、12月に支給する場合においては100分の172.3」」を「「100分の95」と、警察職員給与条例第22条第2項第1号中「100分の97.5」とあるのは「100分の83.5」」に改める。

第6条第3項を削り、同条第4項中「、第6条の3及び第15条」を「及び第6条の3」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例一部改正）

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「405,000」を「417,000」に、「466,000」を「480,000」に、「529,000」を「545,000」に、「616,000」を「634,000」に、「716,000」を

「737,000」に、「818,000」を「842,000」に改め、同条第2項の表中「339,000」を「349,000」に、「374,000」を「385,000」に、「402,000」を「414,000」に改める。

第6条第2項及び第3項中「100分の164.8」を「100分の172.3」に改める。

第7条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第11条まで」を「第10条まで」に改め、同条第2項及び第3項中「、6月に支給する場合においては100分の164.7、12月に支給する場合においては100分の172.3」を「100分の168.5」に改める。

（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第8条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第10条第19項第1号中「から第11条まで、第11条の3、第11条の4、第13条の2及び第13条の3」を「、第10条及び第11条の3」に改め、同項第2号中「第3条第2号、第2号の3、第4号、第4号の2及び第11号」を「第3条第2号及び第11号」に改め、同項第3号中「第6条の5」を「第6条の2」に改め、同項第4号中「から第14条まで、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2及び第16条の3」を「、第13条、第15条及び第15条の2」に改め、同項第5号中「から第11条まで、第11条の3、第13条の2及び第13条の3」を「及び第10条」に改める。

附則第14条第4項中「令和8年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条に次の1項を加える。

5 公立学校職員の給与に関する条例第12条の2、第13条、第15条及び第15条の2の規定は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、新学校職員給与条例附則第19項の規定にかかわらず、61歳超臨時的任用職員には適用しない。

附則第15条第4項、第16条第4項及び第17条第4項中「から第14条まで、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2及び第16条の3」を「、第13条、第15条及び第15条の2」に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第9条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「単身赴任手当」を「単身赴任手当、在宅勤務等手当」に改める。

第6条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条の3第2号中「配偶者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」に改める。

第7条の2第2項中「国家公務員、地方公務員（職員を除く。）又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち管理者が定めるものに使用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これを「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して管理者が定める職員に限る。）」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第7条の3 住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

第12条の2第2項中「週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に改める。

第20条第3項中「第6条の5」を「第6条の2」に改める。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第10条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の46.3」を「100分の51.3」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

小学校・中学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	196,900	215,000	291,400	315,800	418,800
	2	198,400	217,400	293,300	318,500	420,300
	3	199,900	219,800	295,400	321,500	421,900
	4	201,400	222,200	297,500	324,400	423,300
	5	203,000	224,900	299,200	326,000	425,000
	6	205,400	227,700	301,400	328,500	426,500
	7	207,600	230,700	303,400	331,000	428,000
	8	210,000	233,600	305,400	333,700	429,500
	9	212,200	236,600	307,300	336,200	431,000
	10	214,500	238,700	309,000	338,500	432,200
	11	216,900	240,700	311,200	340,800	433,600
	12	219,100	242,700	313,600	343,100	434,800
	13	221,700	244,800	315,900	345,200	436,200
	14	224,600	246,400	317,500	347,000	437,600
	15	227,500	248,000	319,000	348,600	439,000
	16	230,400	249,500	321,200	350,300	440,400
	17	233,400	251,100	323,400	351,800	441,700
	18	235,300	251,900	325,600	353,300	443,100
	19	237,100	252,700	327,700	354,800	444,400
	20	238,800	253,500	329,800	356,400	445,800
	21	240,500	254,600	331,900	358,200	447,100
	22	242,100	255,700	334,000	359,900	448,500
	23	243,600	257,000	336,200	361,700	449,900
	24	245,100	258,100	338,300	363,300	451,300
	25	246,400	259,000	340,300	365,000	452,600
	26	247,200	260,600	342,000	366,300	453,900
	27	247,800	262,000	343,600	367,600	455,200
	28	248,500	263,500	345,200	369,100	456,500
	29	249,400	264,600	346,800	370,600	457,800
	30	250,400	266,400	348,500	372,000	459,000
	31	251,400	268,500	350,100	373,400	460,200
	32	252,400	270,600	351,700	374,800	461,400
	33	253,400	273,200	353,400	376,200	462,600
	34	254,600	275,800	355,000	377,500	463,500

	35	255,700	278,400	356,500	378,900	464,400
	36	256,800	281,200	358,000	380,200	465,300
	37	257,600	283,700	359,600	381,100	466,200
	38	258,400	286,000	361,300	382,600	
	39	259,400	288,200	362,900	383,900	
	40	260,600	290,200	364,400	385,200	
	41	261,900	291,900	365,900	386,600	
	42	263,400	293,900	367,200	388,100	
	43	264,900	295,800	368,600	389,100	
	44	266,600	297,500	370,100	390,100	
	45	268,200	299,400	371,500	391,200	
	46	269,400	301,300	372,300	392,500	
	47	270,400	303,200	373,900	393,800	
	48	271,200	304,900	375,200	395,400	
	49	272,100	306,600	376,400	396,400	
	50	272,900	308,600	378,000	397,800	
	51	273,800	310,500	379,300	399,300	
	52	274,500	312,300	380,500	400,800	
	53	275,300	314,000	381,200	402,400	
	54	276,300	315,900	382,700	403,700	
	55	277,300	317,900	384,100	404,900	
	56	278,100	320,000	385,500	406,100	
	57	279,000	321,500	387,000	407,500	
	58	279,800	323,500	387,900	408,800	
	59	280,500	325,600	389,200	410,200	
	60	281,200	327,700	390,600	411,400	
	61	282,000	329,600	391,800	412,700	
	62	283,000	331,700	393,000	414,000	
	63	283,900	333,600	394,300	415,300	
	64	284,500	335,400	395,500	416,600	
	65	285,100	337,100	396,500	417,800	
	66	286,000	338,500	397,700	418,800	
	67	287,100	339,900	398,900	419,900	
	68	288,000	341,400	400,100	421,000	
	69	289,100	343,400	401,100	422,100	
	70	290,100	344,800	402,300	423,300	
	71	291,000	346,500	403,300	424,400	
	72	291,700	348,200	404,400	425,600	
	73	292,300	349,800	405,600	426,600	
	74	292,900	351,400	406,700	427,400	

75	293, 600	352, 900	407, 500	428, 200
76	294, 400	354, 600	408, 400	429, 000
77	295, 300	356, 200	409, 500	429, 900
78	296, 000	357, 900	410, 500	430, 700
79	296, 800	359, 400	411, 400	431, 500
80	297, 500	360, 800	412, 400	432, 300
81	298, 200	362, 100	413, 400	433, 100
82	298, 900	363, 500	414, 200	433, 800
83	299, 700	365, 000	415, 000	434, 500
84	300, 300	366, 400	415, 800	435, 200
85	300, 900	367, 000	416, 600	435, 900
86	301, 600	368, 600	417, 400	436, 600
87	302, 200	370, 000	418, 200	437, 300
88	302, 900	371, 300	419, 000	438, 000
89	303, 600	372, 900	419, 800	438, 700
90	304, 200	373, 900	420, 500	439, 400
91	304, 900	374, 600	421, 200	440, 100
92	305, 200	375, 200	421, 900	440, 800
93	305, 500	376, 700	422, 500	441, 300
94	305, 800	377, 900	423, 200	
95	306, 200	379, 100	423, 900	
96	306, 700	380, 300	424, 600	
97	307, 300	381, 300	425, 300	
98	307, 700	382, 300	425, 900	
99	308, 100	383, 400	426, 500	
100	308, 500	384, 400	427, 000	
101	308, 900	385, 500	427, 500	
102	309, 200	386, 600	428, 100	
103	309, 500	387, 500	428, 700	
104	309, 800	388, 400	429, 200	
105	310, 100	389, 400	429, 600	
106	310, 400	390, 300	430, 200	
107	310, 700	391, 200	430, 800	
108	311, 000	392, 000	431, 300	
109	311, 200	392, 900	431, 800	
110	311, 500	393, 800		
111	311, 800	394, 800		
112	312, 200	395, 800		
113	312, 400	396, 600		
114	312, 600	397, 200		

	115	312, 800	397, 800			
	116	313, 000	398, 700			
	117	313, 200	399, 700			
	118	313, 400	400, 500			
	119	313, 600	401, 300			
	120	313, 800	402, 100			
	121	314, 000	402, 800			
	122	314, 200	403, 600			
	123	314, 400	404, 400			
	124	314, 700	405, 200			
	125	314, 900	405, 900			
	126		406, 600			
	127		407, 300			
	128		408, 000			
	129		408, 800			
	130		409, 500			
	131		410, 200			
	132		410, 900			
	133		411, 400			
	134		412, 000			
	135		412, 600			
	136		413, 200			
	137		413, 600			
	138		414, 200			
	139		414, 800			
	140		415, 400			
	141		415, 800			
	142		416, 400			
	143		417, 000			
	144		417, 600			
	145		418, 000			
	146		418, 600			
	147		419, 200			
	148		419, 800			
	149		420, 200			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給 料 月 額	230, 100	280, 100	307, 800	334, 800	417, 800
---------------------------------------	-------------	----------	----------	----------	----------	----------

備考 1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定め
るものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第5条関係）

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	196,800	244,800	291,500	351,900	429,300
	2	198,400	246,400	293,400	353,500	431,100
	3	199,900	248,000	295,400	354,900	433,000
	4	201,500	249,500	297,500	356,500	434,900
	5	203,100	251,100	299,200	358,200	436,800
	6	205,500	251,900	301,300	359,900	438,600
	7	207,700	252,700	303,400	361,700	440,500
	8	209,800	253,500	305,400	363,300	442,300
	9	212,100	254,600	307,200	365,000	443,800
	10	214,500	255,700	309,400	366,600	445,400
	11	216,800	257,000	311,100	368,300	447,300
	12	219,000	258,100	313,100	370,000	449,100
	13	221,600	259,300	314,900	371,700	450,900
	14	224,400	260,800	316,700	373,200	452,700
	15	227,400	262,200	319,100	374,900	454,600
	16	230,200	263,600	321,200	376,500	456,500
	17	233,300	264,800	323,400	378,300	458,300
	18	235,300	266,500	325,700	379,900	460,200
	19	236,900	268,500	327,800	381,400	462,100
	20	238,600	270,800	329,900	382,900	464,000
	21	240,500	273,400	332,000	384,800	465,800
	22	242,100	276,000	334,100	386,600	467,700
	23	243,600	278,600	336,300	388,200	469,600
	24	245,100	281,300	338,400	390,000	471,400
	25	246,400	283,800	340,400	391,200	473,200
	26	247,300	286,200	342,100	392,900	474,900
	27	248,000	288,400	343,800	394,300	476,600
	28	248,900	290,200	345,200	395,600	478,300
	29	249,700	292,000	346,900	397,000	480,100
	30	250,600	293,900	348,500	398,700	481,800
	31	251,600	295,800	350,100	400,400	483,400
	32	252,500	297,500	351,700	402,300	485,100
	33	253,700	299,400	353,500	404,200	486,800
	34	255,000	301,300	355,100	405,600	487,800

35	256,200	303,200	356,700	407,200	488,800
36	257,300	304,900	358,400	408,900	489,800
37	258,300	306,800	360,200	410,500	490,900
38	259,300	308,600	362,000	412,000	
39	260,300	310,500	363,600	413,500	
40	261,600	312,300	365,400	415,000	
41	263,200	314,000	367,200	416,300	
42	264,500	316,000	369,200	417,900	
43	265,900	318,000	370,900	419,500	
44	267,600	320,000	372,500	421,100	
45	269,100	321,600	374,000	422,800	
46	270,400	323,600	375,800	424,400	
47	271,500	325,700	377,600	426,000	
48	272,300	327,800	379,200	427,600	
49	272,900	329,700	380,900	428,900	
50	273,800	331,800	382,400	430,400	
51	274,700	333,700	384,100	431,900	
52	275,500	335,500	385,700	433,500	
53	276,300	337,200	387,200	435,200	
54	277,400	338,700	388,700	436,700	
55	278,300	340,100	390,200	438,200	
56	279,200	341,600	391,700	439,800	
57	280,100	343,400	393,300	441,500	
58	281,000	344,800	395,000	443,100	
59	281,800	346,600	396,400	444,600	
60	282,800	348,300	397,900	446,200	
61	283,600	349,900	399,500	447,900	
62	284,600	351,400	400,900	449,500	
63	285,300	353,000	402,400	451,100	
64	286,100	354,800	403,700	452,700	
65	286,900	356,400	405,000	454,400	
66	288,000	358,200	406,300	456,000	
67	289,100	360,100	407,800	457,600	
68	290,200	362,000	409,300	459,200	
69	291,300	363,900	410,800	460,800	
70	292,100	365,600	412,200	462,400	
71	292,900	367,200	413,600	464,000	
72	293,700	368,700	415,000	465,600	
73	294,400	370,000	416,400	467,100	
74	295,100	371,700	417,400	468,100	

		75	295,900	373,300	418,600	469,100				115	325,500	419,500				
		76	296,700	375,000	420,000	470,100				116	325,900	420,300				
		77	297,500	376,600	421,400	470,900				117	326,300	421,100				
		78	298,300	378,100	422,800					118	326,700	421,900				
		79	299,100	379,400	424,000					119	327,100	422,600				
		80	299,900	380,600	425,300					120	327,500	423,400				
		81	300,600	381,900	426,600					121	328,100	424,200				
		82	301,300	383,000	427,900					122	328,500	424,700				
		83	302,100	384,300	429,200					123	328,900	425,200				
		84	302,900	385,800	430,500					124	329,400	425,700				
		85	303,700	387,300	431,800					125	330,000	426,100				
		86	304,500	388,500	433,000					126	330,400	426,600				
		87	305,400	389,800	434,200					127	330,800	427,100				
		88	306,300	391,200	435,400					128	331,200	427,600				
		89	307,300	392,500	436,600					129	331,500	428,000				
		90	308,200	393,900	437,700					130	331,900	428,500				
		91	308,800	395,100	438,800					131	332,300	429,000				
		92	309,400	396,300	439,900					132	332,700	429,500				
		93	309,900	397,700	441,000					133	332,900	429,900				
		94	310,600	399,000	442,100					134	333,200	430,400				
		95	311,400	400,300	443,200					135	333,500	430,900				
		96	312,400	401,500	444,300					136	333,800	431,400				
		97	313,100	402,800	445,400					137	334,200	431,800				
		98	313,800	403,700	446,200					138	334,400					
		99	314,400	404,600	447,000					139	334,700					
		100	315,100	405,600	447,800					140	335,000					
		101	315,700	406,700	448,600					141	335,300					
		102	316,500	407,800	449,200					142	335,600					
		103	317,300	408,900	449,800					143	335,900					
		104	318,200	410,000	450,400					144	336,200					
		105	319,000	410,900	450,900					145	336,500					
		106	319,800	411,800	451,500					146	336,800					
		107	320,600	412,700	452,100					147	337,100					
		108	321,400	413,600	452,700					148	337,400					
		109	322,300	414,500	453,300					149	337,600					
		110	322,900	415,400						150	337,900					
		111	323,400	416,300						151	338,200					
		112	324,000	417,200						152	338,500					
		113	324,700	417,900						153	338,700					
		114	325,100	418,700												

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	239, 100	283, 600	313, 000	341, 800	428, 300
---------------	--------	----------	----------	----------	----------	----------

- 備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

- 第11条** 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
- 第4条中「単身赴任手当」を「単身赴任手当、在宅勤務等手当」に改める。
- 第13条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。
- 第13条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- 第14条を次のように改める。
- 第14条** 削除
- 第14条の2第2項第2号中「100分の15」を「100分の14」に改め、同項第3号中「100分の12」を「100分の10」に改め、同項第4号中「100分の10」を「100分の6」に改め、同項第5号中「100分の6」を「100分の2」に改め、同項第6号を削る。
- 第14条の3第1項第2号中「配偶者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」に改める。
- 第16条の3第2項中「（以下「国家公務員等」という。）」を削る。
- 第20条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「額とする」を「額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする」に改め、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。
- 第21条第1項第1号及び第2号中「以下」を「以下この条において」に改め、同条第2項第1号中「以下「運賃等相当額」」を「以下この条において「運賃等相当額」」に改め、「。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が56,200円を超えるときは、支給単位期間につき、56,200円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が56,200円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、56,200円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が56,200円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、56,200円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第3項中「（以下この項）」を「（以下この条）」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「とするもの」を「とするもの（通勤距離又は通勤時間が人事委員会規則で定める基準を満たす職員に限る。）」に改め、同項第1号を次のように改める。
- （1） 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」とい

う。）

第21条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第21条の2第3項中「国家公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第21条の3 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第23条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の97.5」に改め、同項第2号中「100分の46.2」を「100分の48.7」に、「100分の51.3」を「100分の48.8」に改める。

第23条の3中「から第14条まで、第14条の3から第15条の2まで、第16条の2及び第16条の3」を「、第13条、第15条及び第15条の2」に改める。

第25条の3第10号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 在宅勤務等手当

第25条の11中「第13条、第14条」を「第13条」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

小学校・中学校等教育職給料表						
職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	196,900	215,000	315,900	345,200	441,700
	2	198,400	217,400	317,500	347,000	443,100
	3	199,900	219,800	319,000	348,600	444,400
	4	201,400	222,200	321,200	350,300	445,800
	5	203,000	224,900	323,400	351,800	447,100
	6	205,400	227,700	325,600	353,300	448,500
	7	207,600	230,700	327,700	354,800	449,900
	8	210,000	233,600	329,800	356,400	451,300
	9	212,200	236,600	331,900	358,200	452,600
	10	214,500	238,700	334,000	359,900	453,900
	11	216,900	240,700	336,200	361,700	455,200
	12	219,100	242,700	338,300	363,300	456,500
	13	221,700	244,800	340,300	365,000	457,800
	14	224,600	246,400	342,000	366,300	459,000
	15	227,500	248,000	343,600	367,600	460,200
	16	230,400	249,500	345,200	369,100	461,400
	17	233,400	251,100	346,800	370,600	462,600
	18	235,300	251,900	348,500	372,000	463,500
	19	237,100	252,700	350,100	373,400	464,400
	20	238,800	253,500	351,700	374,800	465,300
	21	240,500	254,600	353,400	376,200	466,200
	22	242,100	255,700	355,000	377,500	
	23	243,600	257,000	356,500	378,900	
	24	245,100	258,100	358,000	380,200	
	25	246,400	259,000	359,600	381,100	
	26	247,200	260,600	361,300	382,600	
	27	247,800	262,000	362,900	383,900	
	28	248,500	263,500	364,400	385,200	
	29	249,400	264,600	365,900	386,600	
	30	250,400	266,400	367,200	388,100	
	31	251,400	268,500	368,600	389,100	
	32	252,400	270,600	370,100	390,100	
	33	253,400	273,200	371,500	391,200	
	34	254,600	275,800	372,300	392,500	

		35	255, 700	278, 400	373, 900	393, 800				75	293, 600	352, 900	418, 200	437, 300		
		36	256, 800	281, 200	375, 200	395, 400				76	294, 400	354, 600	419, 000	438, 000		
		37	257, 600	283, 700	376, 400	396, 400				77	295, 300	356, 200	419, 800	438, 700		
		38	258, 400	286, 000	378, 000	397, 800				78	296, 000	357, 900	420, 500	439, 400		
		39	259, 400	288, 200	379, 300	399, 300				79	296, 800	359, 400	421, 200	440, 100		
		40	260, 600	290, 200	380, 500	400, 800				80	297, 500	360, 800	421, 900	440, 800		
		41	261, 900	291, 900	381, 200	402, 400				81	298, 200	362, 100	422, 500	441, 300		
		42	263, 400	293, 900	382, 700	403, 700				82	298, 900	363, 500	423, 200			
		43	264, 900	295, 800	384, 100	404, 900				83	299, 700	365, 000	423, 900			
		44	266, 600	297, 500	385, 500	406, 100				84	300, 300	366, 400	424, 600			
		45	268, 200	299, 400	387, 000	407, 500				85	300, 900	367, 000	425, 300			
		46	269, 400	301, 300	387, 900	408, 800				86	301, 600	368, 600	425, 900			
		47	270, 400	303, 200	389, 200	410, 200				87	302, 200	370, 000	426, 500			
		48	271, 200	304, 900	390, 600	411, 400				88	302, 900	371, 300	427, 000			
		49	272, 100	306, 600	391, 800	412, 700				89	303, 600	372, 900	427, 500			
		50	272, 900	308, 600	393, 000	414, 000				90	304, 200	373, 900	428, 100			
		51	273, 800	310, 500	394, 300	415, 300				91	304, 900	374, 600	428, 700			
		52	274, 500	312, 300	395, 500	416, 600				92	305, 200	375, 200	429, 200			
		53	275, 300	314, 000	396, 500	417, 800				93	305, 500	376, 700	429, 600			
		54	276, 300	315, 900	397, 700	418, 800				94	305, 800	377, 900	430, 200			
		55	277, 300	317, 900	398, 900	419, 900				95	306, 200	379, 100	430, 800			
		56	278, 100	320, 000	400, 100	421, 000				96	306, 700	380, 300	431, 300			
		57	279, 000	321, 500	401, 100	422, 100				97	307, 300	381, 300	431, 800			
		58	279, 800	323, 500	402, 300	423, 300				98	307, 700	382, 300				
		59	280, 500	325, 600	403, 300	424, 400				99	308, 100	383, 400				
		60	281, 200	327, 700	404, 400	425, 600				100	308, 500	384, 400				
		61	282, 000	329, 600	405, 600	426, 600				101	308, 900	385, 500				
		62	283, 000	331, 700	406, 700	427, 400				102	309, 200	386, 600				
		63	283, 900	333, 600	407, 500	428, 200				103	309, 500	387, 500				
		64	284, 500	335, 400	408, 400	429, 000				104	309, 800	388, 400				
		65	285, 100	337, 100	409, 500	429, 900				105	310, 100	389, 400				
		66	286, 000	338, 500	410, 500	430, 700				106	310, 400	390, 300				
		67	287, 100	339, 900	411, 400	431, 500				107	310, 700	391, 200				
		68	288, 000	341, 400	412, 400	432, 300				108	311, 000	392, 000				
		69	289, 100	343, 400	413, 400	433, 100				109	311, 200	392, 900				
		70	290, 100	344, 800	414, 200	433, 800				110	311, 500	393, 800				
		71	291, 000	346, 500	415, 000	434, 500				111	311, 800	394, 800				
		72	291, 700	348, 200	415, 800	435, 200				112	312, 200	395, 800				
		73	292, 300	349, 800	416, 600	435, 900				113	312, 400	396, 600				
		74	292, 900	351, 400	417, 400	436, 600				114	312, 600	397, 200				

115	312, 800	397, 800			
116	313, 000	398, 700			
117	313, 200	399, 700			
118	313, 400	400, 500			
119	313, 600	401, 300			
120	313, 800	402, 100			
121	314, 000	402, 800			
122	314, 200	403, 600			
123	314, 400	404, 400			
124	314, 700	405, 200			
125	314, 900	405, 900			
126		406, 600			
127		407, 300			
128		408, 000			
129		408, 800			
130		409, 500			
131		410, 200			
132		410, 900			
133		411, 400			
134		412, 000			
135		412, 600			
136		413, 200			
137		413, 600			
138		414, 200			
139		414, 800			
140		415, 400			
141		415, 800			
142		416, 400			
143		417, 000			
144		417, 600			
145		418, 000			
146		418, 600			
147		419, 200			
148		419, 800			
149		420, 200			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給 料 月 額	230, 100	280, 100	307, 800	334, 800	417, 800
---------------------------------------	-------------	----------	----------	----------	----------	----------

備考 1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定め
るものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第5条関係）

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	196,800	244,800	314,900	378,300	458,300
	2	198,400	246,400	316,700	379,900	460,200
	3	199,900	248,000	319,100	381,400	462,100
	4	201,500	249,500	321,200	382,900	464,000
	5	203,100	251,100	323,400	384,800	465,800
	6	205,500	251,900	325,700	386,600	467,700
	7	207,700	252,700	327,800	388,200	469,600
	8	209,800	253,500	329,900	390,000	471,400
	9	212,100	254,600	332,000	391,200	473,200
	10	214,500	255,700	334,100	392,900	474,900
	11	216,800	257,000	336,300	394,300	476,600
	12	219,000	258,100	338,400	395,600	478,300
	13	221,600	259,300	340,400	397,000	480,100
	14	224,400	260,800	342,100	398,700	481,800
	15	227,400	262,200	343,800	400,400	483,400
	16	230,200	263,600	345,200	402,300	485,100
	17	233,300	264,800	346,900	404,200	486,800
	18	235,300	266,500	348,500	405,600	487,800
	19	236,900	268,500	350,100	407,200	488,800
	20	238,600	270,800	351,700	408,900	489,800
	21	240,500	273,400	353,500	410,500	490,900
	22	242,100	276,000	355,100	412,000	
	23	243,600	278,600	356,700	413,500	
	24	245,100	281,300	358,400	415,000	
	25	246,400	283,800	360,200	416,300	
	26	247,300	286,200	362,000	417,900	
	27	248,000	288,400	363,600	419,500	
	28	248,900	290,200	365,400	421,100	
	29	249,700	292,000	367,200	422,800	
	30	250,600	293,900	369,200	424,400	
	31	251,600	295,800	370,900	426,000	
	32	252,500	297,500	372,500	427,600	
	33	253,700	299,400	374,000	428,900	
	34	255,000	301,300	375,800	430,400	

35	256,200	303,200	377,600	431,900
36	257,300	304,900	379,200	433,500
37	258,300	306,800	380,900	435,200
38	259,300	308,600	382,400	436,700
39	260,300	310,500	384,100	438,200
40	261,600	312,300	385,700	439,800
41	263,200	314,000	387,200	441,500
42	264,500	316,000	388,700	443,100
43	265,900	318,000	390,200	444,600
44	267,600	320,000	391,700	446,200
45	269,100	321,600	393,300	447,900
46	270,400	323,600	395,000	449,500
47	271,500	325,700	396,400	451,100
48	272,300	327,800	397,900	452,700
49	272,900	329,700	399,500	454,400
50	273,800	331,800	400,900	456,000
51	274,700	333,700	402,400	457,600
52	275,500	335,500	403,700	459,200
53	276,300	337,200	405,000	460,800
54	277,400	338,700	406,300	462,400
55	278,300	340,100	407,800	464,000
56	279,200	341,600	409,300	465,600
57	280,100	343,400	410,800	467,100
58	281,000	344,800	412,200	468,100
59	281,800	346,600	413,600	469,100
60	282,800	348,300	415,000	470,100
61	283,600	349,900	416,400	470,900
62	284,600	351,400	417,400	
63	285,300	353,000	418,600	
64	286,100	354,800	420,000	
65	286,900	356,400	421,400	
66	288,000	358,200	422,800	
67	289,100	360,100	424,000	
68	290,200	362,000	425,300	
69	291,300	363,900	426,600	
70	292,100	365,600	427,900	
71	292,900	367,200	429,200	
72	293,700	368,700	430,500	
73	294,400	370,000	431,800	
74	295,100	371,700	433,000	

		75	295,900	373,300	434,200					115	325,500	419,500				
		76	296,700	375,000	435,400					116	325,900	420,300				
		77	297,500	376,600	436,600					117	326,300	421,100				
		78	298,300	378,100	437,700					118	326,700	421,900				
		79	299,100	379,400	438,800					119	327,100	422,600				
		80	299,900	380,600	439,900					120	327,500	423,400				
		81	300,600	381,900	441,000					121	328,100	424,200				
		82	301,300	383,000	442,100					122	328,500	424,700				
		83	302,100	384,300	443,200					123	328,900	425,200				
		84	302,900	385,800	444,300					124	329,400	425,700				
		85	303,700	387,300	445,400					125	330,000	426,100				
		86	304,500	388,500	446,200					126	330,400	426,600				
		87	305,400	389,800	447,000					127	330,800	427,100				
		88	306,300	391,200	447,800					128	331,200	427,600				
		89	307,300	392,500	448,600					129	331,500	428,000				
		90	308,200	393,900	449,200					130	331,900	428,500				
		91	308,800	395,100	449,800					131	332,300	429,000				
		92	309,400	396,300	450,400					132	332,700	429,500				
		93	309,900	397,700	450,900					133	332,900	429,900				
		94	310,600	399,000	451,500					134	333,200	430,400				
		95	311,400	400,300	452,100					135	333,500	430,900				
		96	312,400	401,500	452,700					136	333,800	431,400				
		97	313,100	402,800	453,300					137	334,200	431,800				
		98	313,800	403,700						138	334,400					
		99	314,400	404,600						139	334,700					
		100	315,100	405,600						140	335,000					
		101	315,700	406,700						141	335,300					
		102	316,500	407,800						142	335,600					
		103	317,300	408,900						143	335,900					
		104	318,200	410,000						144	336,200					
		105	319,000	410,900						145	336,500					
		106	319,800	411,800						146	336,800					
		107	320,600	412,700						147	337,100					
		108	321,400	413,600						148	337,400					
		109	322,300	414,500						149	337,600					
		110	322,900	415,400						150	337,900					
		111	323,400	416,300						151	338,200					
		112	324,000	417,200						152	338,500					
		113	324,700	417,900						153	338,700					
		114	325,100	418,700												

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	239, 100	283, 600	313, 000	341, 800	428, 300
---------------	--------	----------	----------	----------	----------	----------

備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

（警察職員の給与に関する条例の一部改正）
第12条 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。
第22条第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の102.5」に、「100分の112.5」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の46.3」を「100分の51.3」に、「100分の56.3」を「100分の61.3」に改める。
別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

警察官給料表										
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	209,200	226,800	254,100	284,000	319,700	343,500	368,000	398,200	435,900
	2	210,900	228,800	256,100	285,300	321,500	345,300	369,400	399,300	437,800
	3	212,700	230,900	258,000	286,400	323,200	346,900	371,300	401,200	439,600
	4	214,400	232,600	259,900	287,800	325,100	348,600	372,600	403,000	440,900
	5	216,100	235,300	261,500	289,400	327,000	350,100	374,200	404,800	442,700
	6	218,400	238,300	262,800	291,000	328,400	351,500	376,000	406,600	444,500
	7	220,700	241,300	263,700	292,600	330,100	353,100	377,700	408,300	446,200
	8	222,900	244,200	265,000	294,300	331,600	354,500	379,300	409,800	448,000
	9	225,000	247,400	266,400	295,500	333,100	356,300	381,100	411,300	449,700
	10	226,900	249,100	267,400	297,100	334,800	357,700	382,700	413,200	451,400
	11	228,800	250,700	268,400	298,400	336,400	359,600	384,600	414,600	453,100
	12	230,500	252,400	269,600	299,000	338,100	361,000	386,300	416,300	454,600
	13	233,200	253,900	270,900	299,600	339,400	362,600	388,500	417,600	456,200
	14	235,900	255,700	272,200	300,100	340,900	364,300	389,400	419,600	457,900
	15	238,700	257,400	273,400	300,800	342,500	366,100	391,500	421,500	459,700
	16	241,400	259,000	274,600	301,300	343,800	367,600	393,300	423,000	461,300
	17	244,500	260,500	275,400	302,200	345,600	369,700	395,100	425,100	462,600
	18	246,000	261,700	276,700	303,400	347,100	371,500	396,900	426,900	464,400
	19	247,500	262,500	277,800	304,300	348,800	373,300	398,600	428,700	466,200
	20	249,100	263,600	279,200	305,300	350,500	374,900	400,300	430,500	468,000
	21	250,800	264,600	280,700	305,600	352,300	377,100	401,600	432,300	469,600
	22	252,600	265,600	281,800	307,200	353,600	377,800	403,600	433,900	471,200
	23	254,200	266,600	282,900	308,300	355,300	379,800	405,100	435,500	472,900
	24	255,800	267,800	283,700	309,200	356,900	381,300	406,800	436,900	474,400
	25	257,400	268,900	284,400	310,200	359,000	383,200	408,000	438,500	476,000
	26	258,500	270,000	285,400	311,700	360,800	385,100	409,900	440,000	477,500
	27	259,200	271,000	286,200	313,600	362,600	386,700	411,800	441,600	479,000
	28	260,200	272,000	286,900	315,300	364,200	388,500	413,500	443,000	480,500
	29	261,400	272,700	287,100	317,300	366,400	390,100	415,300	444,200	481,900
	30	262,400	274,000	287,700	318,400	367,200	392,200	417,100	445,900	482,700
	31	263,400	275,100	288,400	319,700	369,200	393,600	418,900	447,500	483,400
	32	264,600	276,500	289,000	321,000	370,500	395,300	420,700	449,100	484,200
	33	265,700	277,800	289,800	322,000	372,100	396,700	422,700	450,600	484,800
	34	266,800	279,000	290,400	323,700	374,000	398,600	424,200	452,100	485,600

35	267,800	280,200	291,000	325,000	375,600	400,400	425,800	453,800	486,400
36	268,800	281,100	291,800	326,200	377,400	402,100	427,300	455,300	487,200
37	269,500	282,000	292,500	327,000	378,900	404,000	428,900	456,800	487,800
38	270,800	282,700	293,100	328,400	381,000	405,500	430,300	457,600	488,600
39	271,900	283,300	293,700	329,700	382,500	407,000	431,800	458,300	489,400
40	273,300	284,000	294,400	330,600	384,100	408,500	433,100	459,100	490,200
41	274,600	284,500	295,300	332,200	385,700	410,000	434,600	459,700	490,800
42	275,700	285,100	296,200	333,300	387,600	411,100	435,900	460,400	491,600
43	276,800	285,800	296,900	334,800	389,500	412,200	437,100	461,100	492,400
44	277,700	286,400	297,700	336,400	391,200	413,200	438,300	461,800	493,200
45	278,600	287,200	298,800	338,100	392,900	414,400	439,600	462,600	493,800
46	279,000	287,600	299,800	338,800	394,600	415,500	440,100	463,300	
47	279,500	288,200	300,900	340,400	396,400	416,700	440,900	464,000	
48	279,900	289,200	302,000	342,100	398,200	417,800	441,500	464,700	
49	280,100	289,900	303,200	343,800	399,900	419,000	442,200	465,400	
50	280,500	290,300	304,500	345,100	401,100	419,700	443,000	466,100	
51	281,200	290,900	305,800	346,500	402,200	420,400	443,700	466,800	
52	281,700	291,800	307,000	347,700	403,100	421,100	444,500	467,500	
53	282,500	292,600	307,600	349,400	404,300	421,800	445,100	468,200	
54	283,100	293,300	308,900	349,900	405,500	422,300	445,800	468,900	
55	283,700	294,000	310,000	351,600	406,700	422,900	446,500	469,600	
56	284,500	294,900	310,900	352,600	407,700	423,400	447,200	470,300	
57	285,100	295,900	312,200	353,600	409,000	424,200	447,900	471,000	
58	285,600	296,800	313,100	355,000	409,700	424,700	448,600	471,600	
59	286,000	297,900	314,500	356,300	410,300	425,200	449,300	472,300	
60	286,700	299,000	316,100	357,700	411,000	425,800	450,000	473,000	
61	287,500	300,000	317,500	359,000	411,700	426,400	450,700	473,700	
62	288,000	301,200	318,100	360,500	412,200	427,000	451,300		
63	288,400	302,400	319,600	361,700	412,800	427,600	451,900		
64	289,000	303,600	321,200	362,900	413,400	428,200	452,500		
65	290,100	304,200	322,700	364,200	413,900	428,800	453,200		
66	290,600	305,100	324,100	365,600	414,600	429,400	453,800		
67	291,400	306,000	325,500	366,900	415,300	430,000	454,400		
68	292,200	306,600	326,700	368,200	416,000	430,600	455,000		
69	292,800	307,700	328,300	369,700	416,500	431,200	455,700		
70	293,800	308,400	328,500	371,100	417,000	431,800	456,300		
71	294,800	309,800	329,500	372,400	417,600	432,400	456,900		
72	295,700	311,200	330,500	373,800	418,200	433,000	457,500		
73	296,300	312,400	331,200	375,300	418,800	433,600	458,200		
74	297,100	312,700	332,400	376,700	419,400	434,200	458,800		

75	297,900	313,700	333,700	378,100	420,000	434,800	459,400
76	298,400	314,500	335,100	379,300	420,600	435,400	460,000
77	298,800	315,400	336,600	380,700	421,200	435,900	460,700
78	299,400	316,600	337,900	381,800	421,800	436,500	
79	300,200	317,800	339,000	383,000	422,400	437,000	
80	300,800	318,800	340,300	384,000	422,900	437,600	
81	301,400	320,300	341,500	385,300	423,500	438,200	
82	302,400	321,200	343,000	386,400	424,100	438,800	
83	303,400	322,100	344,500	387,600	424,700	439,400	
84	304,000	323,000	346,000	388,800	425,300	440,000	
85	305,000	323,800	347,500	390,000	425,800	440,600	
86	305,900	324,900	349,000	390,300	426,400		
87	306,800	326,000	350,600	390,900	427,000		
88	307,500	327,200	352,100	391,500	427,600		
89	308,700	328,400	353,600	392,100	428,200		
90	309,400	329,500	355,000	392,700	428,800		
91	310,100	330,500	356,400	393,300	429,400		
92	310,800	331,500	357,900	393,900	430,000		
93	311,200	332,400	359,300	394,400	430,600		
94	312,100	333,600	360,800	395,000			
95	313,000	334,800	362,300	395,600			
96	314,000	336,000	363,600	396,200			
97	314,700	337,300	364,900	396,700			
98	315,600	338,600	366,000	397,300			
99	316,300	339,900	367,000	397,900			
100	317,100	341,200	368,100	398,500			
101	317,900	342,700	369,200	399,000			
102	318,800	343,900	370,300	399,600			
103	319,700	345,100	371,500	400,200			
104	320,600	346,400	372,700	400,800			
105	321,500	347,600	374,000	401,300			
106	322,100	348,600	374,600	401,800			
107	322,700	349,600	375,200	402,300			
108	323,300	350,600	375,800	402,800			
109	324,000	351,700	376,500	403,100			
110	324,600	352,600	377,100	403,600			
111	325,200	353,500	377,700	404,100			
112	325,900	354,400	378,300	404,600			
113	326,700	355,400	378,800	405,000			
114	327,400	356,300	379,400	405,500			

	115	328,100	357,300	380,000	406,000						
	116	328,800	358,300	380,600	406,500						
	117	329,300	359,400	381,100	406,900						
	118	330,000	359,900	381,700	407,400						
	119	330,700	360,500	382,300	407,900						
	120	331,400	361,100	382,900	408,400						
	121	332,100	361,600	383,300	408,800						
	122	332,400	362,100	383,900	409,300						
	123	332,800	362,600	384,500	409,800						
	124	333,300	363,100	385,100	410,300						
	125	333,600	363,600	385,600	410,700						
	126		364,100	386,000							
	127		364,600	386,500							
	128		365,100	387,000							
	129		365,600	387,300							
	130		366,100	387,800							
	131		366,500	388,300							
	132		367,000	388,800							
	133		367,500	389,100							
	134		368,000	389,600							
	135		368,500	390,000							
	136		369,000	390,500							
	137		369,300	390,800							
	138		369,700	391,300							
	139		370,200	391,800							
140		370,700	392,300								
141		371,000	392,600								
142		371,500									
143		372,000									
144		372,500									
145		372,800									
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	244,400	256,500	260,900	297,300	314,700	329,400	353,700	389,700	422,700	

第13条 警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「単身赴任手当」を「単身赴任手当、在宅勤務等手当」に改める。

第6条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「55歳を超える」を「次項各号に掲げる」に改め、「（警察官給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものにあっては、3号給）」を削り、同条第3項中「55歳を超える」を「次に掲げる」に、「その者」を「当該職員」に改め、同項に次の各号を加える。

（1） 55歳を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）

（2） 警察官給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの

第10条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」」を「第3項において「扶養親族たる父母等」」に改め、「（次条において「警8級以上職員等」という。）」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円とする。

第10条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第11条の2第2項第2号中「100分の15」を「100分の14」に改め、同項第3号中「100分の12」を「100分の10」に改め、同項第4号中「100分の10」を「100分の6」に改め、同項第5号中「100分の6」を「100分の2」に改め、同項第6号を削る。

第11条の3第1項第2号中「配偶者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」に改める。

第12条第1項第1号及び第2号中「以下」を「以下この条において」に改め、同条第2項第1号中「以下「運賃等相当額」」を「以下この条において「運賃等相当額」」に改め、「。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が56,200円を超えるときは、支給単位期間につき、56,200円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が56,200円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、56,200円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が56,200円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、56,200円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第3項中「（以下この項）」を「（以下この条）」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「とするもの」を「とするもの（通勤距離又は通勤時間が人事委員会規則で定める基準を満たす職員に限る。）」に改め、同項第1号を次のように改める。

（1） 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」とい

う。）

第12条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第12条の2第3項中「国家公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削り、同条の次に次の1項を加える。

（在宅勤務等手当）

第12条の3 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について1月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第13条の4中「から第11条まで、第11条の3、第13条の2及び前条」を「及び第10条」に改める。

第19条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「額とする」を「額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする」に改め、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第22条第2項第1号中「100分の102.5」を「100分の97.5」に、「100分の122.5」を「100分の117.5」に改め、同項第2号中「100分の46.2」を「100分の48.7」に、「100分の56.2」を「100分の58.7」に、「100分の51.3」を「100分の48.8」に、「100分の61.3」を「100分の58.8」に改める。

第25条の3中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 在宅勤務等手当

第25条の11中「第10条、第11条」を「第10条」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

警察官給料表										
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	209,200	226,800	254,100	289,400	333,100	356,300	388,500	465,400	479,000
	2	210,900	228,800	256,100	291,000	334,800	357,700	389,400	468,900	484,800
	3	212,700	230,900	258,000	292,600	336,400	359,600	391,500	471,600	489,400
	4	214,400	232,600	259,900	294,300	338,100	361,000	393,300	473,700	493,800
	5	216,100	235,300	261,500	295,500	339,400	362,600	395,100		497,800
	6	218,400	238,300	262,800	297,100	340,900	364,300	396,900		501,300
	7	220,700	241,300	263,700	298,400	342,500	366,100	398,600		504,300
	8	222,900	244,200	265,000	299,000	343,800	367,600	400,300		506,800
	9	225,000	247,400	266,400	299,600	345,600	369,700	401,600		509,000
	10	226,900	249,100	267,400	300,100	347,100	371,500	403,600		
	11	228,800	250,700	268,400	300,800	348,800	373,300	405,100		
	12	230,500	252,400	269,600	301,300	350,500	374,900	406,800		
	13	233,200	253,900	270,900	302,200	352,300	377,100	408,000		
	14	235,900	255,700	272,200	303,400	353,600	377,800	409,900		
	15	238,700	257,400	273,400	304,300	355,300	379,800	411,800		
	16	241,400	259,000	274,600	305,300	356,900	381,300	413,500		
	17	244,500	260,500	275,400	305,600	359,000	383,200	415,300		
	18	246,000	261,700	276,700	307,200	360,800	385,100	417,100		
	19	247,500	262,500	277,800	308,300	362,600	386,700	418,900		
	20	249,100	263,600	279,200	309,200	364,200	388,500	420,700		
	21	250,800	264,600	280,700	310,200	366,400	390,100	422,700		
	22	252,600	265,600	281,800	311,700	367,200	392,200	424,200		
	23	254,200	266,600	282,900	313,600	369,200	393,600	425,800		
	24	255,800	267,800	283,700	315,300	370,500	395,300	427,300		
	25	257,400	268,900	284,400	317,300	372,100	396,700	428,900		
	26	258,500	270,000	285,400	318,400	374,000	398,600	430,300		
	27	259,200	271,000	286,200	319,700	375,600	400,400	431,800		
	28	260,200	272,000	286,900	321,000	377,400	402,100	433,100		
	29	261,400	272,700	287,100	322,000	378,900	404,000	434,600		
	30	262,400	274,000	287,700	323,700	381,000	405,500	435,900		
	31	263,400	275,100	288,400	325,000	382,500	407,000	437,100		
	32	264,600	276,500	289,000	326,200	384,100	408,500	438,300		
	33	265,700	277,800	289,800	327,000	385,700	410,000	439,600		
	34	266,800	279,000	290,400	328,400	387,600	411,100	440,100		

35	267,800	280,200	291,000	329,700	389,500	412,200	440,900		
36	268,800	281,100	291,800	330,600	391,200	413,200	441,500		
37	269,500	282,000	292,500	332,200	392,900	414,400	442,200		
38	270,800	282,700	293,100	333,300	394,600	415,500	443,000		
39	271,900	283,300	293,700	334,800	396,400	416,700	443,700		
40	273,300	284,000	294,400	336,400	398,200	417,800	444,500		
41	274,600	284,500	295,300	338,100	399,900	419,000	445,100		
42	275,700	285,100	296,200	338,800	401,100	419,700	445,800		
43	276,800	285,800	296,900	340,400	402,200	420,400	446,500		
44	277,700	286,400	297,700	342,100	403,100	421,100	447,200		
45	278,600	287,200	298,800	343,800	404,300	421,800	447,900		
46	279,000	287,600	299,800	345,100	405,500	422,300	448,600		
47	279,500	288,200	300,900	346,500	406,700	422,900	449,300		
48	279,900	289,200	302,000	347,700	407,700	423,400	450,000		
49	280,100	289,900	303,200	349,400	409,000	424,200	450,700		
50	280,500	290,300	304,500	349,900	409,700	424,700	451,300		
51	281,200	290,900	305,800	351,600	410,300	425,200	451,900		
52	281,700	291,800	307,000	352,600	411,000	425,800	452,500		
53	282,500	292,600	307,600	353,600	411,700	426,400	453,200		
54	283,100	293,300	308,900	355,000	412,200	427,000	453,800		
55	283,700	294,000	310,000	356,300	412,800	427,600	454,400		
56	284,500	294,900	310,900	357,700	413,400	428,200	455,000		
57	285,100	295,900	312,200	359,000	413,900	428,800	455,700		
58	285,600	296,800	313,100	360,500	414,600	429,400	456,300		
59	286,000	297,900	314,500	361,700	415,300	430,000	456,900		
60	286,700	299,000	316,100	362,900	416,000	430,600	457,500		
61	287,500	300,000	317,500	364,200	416,500	431,200	458,200		
62	288,000	301,200	318,100	365,600	417,000	431,800	458,800		
63	288,400	302,400	319,600	366,900	417,600	432,400	459,400		
64	289,000	303,600	321,200	368,200	418,200	433,000	460,000		
65	290,100	304,200	322,700	369,700	418,800	433,600	460,700		
66	290,600	305,100	324,100	371,100	419,400	434,200			
67	291,400	306,000	325,500	372,400	420,000	434,800			
68	292,200	306,600	326,700	373,800	420,600	435,400			
69	292,800	307,700	328,300	375,300	421,200	435,900			
70	293,800	308,400	328,500	376,700	421,800	436,500			
71	294,800	309,800	329,500	378,100	422,400	437,000			
72	295,700	311,200	330,500	379,300	422,900	437,600			
73	296,300	312,400	331,200	380,700	423,500	438,200			
74	297,100	312,700	332,400	381,800	424,100	438,800			

75	297,900	313,700	333,700	383,000	424,700	439,400
76	298,400	314,500	335,100	384,000	425,300	440,000
77	298,800	315,400	336,600	385,300	425,800	440,600
78	299,400	316,600	337,900	386,400	426,400	
79	300,200	317,800	339,000	387,600	427,000	
80	300,800	318,800	340,300	388,800	427,600	
81	301,400	320,300	341,500	390,000	428,200	
82	302,400	321,200	343,000	390,300	428,800	
83	303,400	322,100	344,500	390,900	429,400	
84	304,000	323,000	346,000	391,500	430,000	
85	305,000	323,800	347,500	392,100	430,600	
86	305,900	324,900	349,000	392,700		
87	306,800	326,000	350,600	393,300		
88	307,500	327,200	352,100	393,900		
89	308,700	328,400	353,600	394,400		
90	309,400	329,500	355,000	395,000		
91	310,100	330,500	356,400	395,600		
92	310,800	331,500	357,900	396,200		
93	311,200	332,400	359,300	396,700		
94	312,100	333,600	360,800	397,300		
95	313,000	334,800	362,300	397,900		
96	314,000	336,000	363,600	398,500		
97	314,700	337,300	364,900	399,000		
98	315,600	338,600	366,000	399,600		
99	316,300	339,900	367,000	400,200		
100	317,100	341,200	368,100	400,800		
101	317,900	342,700	369,200	401,300		
102	318,800	343,900	370,300	401,800		
103	319,700	345,100	371,500	402,300		
104	320,600	346,400	372,700	402,800		
105	321,500	347,600	374,000	403,100		
106	322,100	348,600	374,600	403,600		
107	322,700	349,600	375,200	404,100		
108	323,300	350,600	375,800	404,600		
109	324,000	351,700	376,500	405,000		
110	324,600	352,600	377,100	405,500		
111	325,200	353,500	377,700	406,000		
112	325,900	354,400	378,300	406,500		
113	326,700	355,400	378,800	406,900		
114	327,400	356,300	379,400	407,400		

		115 116	328,100 328,800	357,300 358,300	380,000 380,600	407,900 408,400					
		117 118 119 120	329,300 330,000 330,700 331,400	359,400 359,900 360,500 361,100	381,100 381,700 382,300 382,900	408,800 409,300 409,800 410,300					
		121 122 123 124	332,100 332,400 332,800 333,300	361,600 362,100 362,600 363,100	383,300 383,900 384,500 385,100	410,700					
		125 126 127 128	333,600	363,600 364,100 364,600 365,100	385,600 386,000 386,500 387,000						
		129 130 131 132		365,600 366,100 366,500 367,000	387,300 387,800 388,300 388,800						
		133 134 135 136		367,500 368,000 368,500 369,000	389,100 389,600 390,000 390,500						
		137 138 139 140		369,300 369,700 370,200 370,700	390,800 391,300 391,800 392,300						
		141 142 143 144		371,000 371,500 372,000 372,500	392,600						
		145		372,800							
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額		244,400	256,500	260,900	297,300	314,700	329,400	353,700	389,700	422,700

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第2条の規定（職員の給与に関する条例第13条第2項の改正規定を除く。）、第3条、第5条、第7条から第9条まで、第11条及び第13条の規定並びに附則第6項から第14項までの規定 令和7年4月1日
- (2) 第2条中職員の給与に関する条例第13条第2項の改正規定及び附則第15項の規定 令和9年1月1日
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後の職員の条例」という。）別表第1、別表第3及び別表第4、第4条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員の条例」という。）第4条第1項、第6条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員の条例」という。）第5条第1項及び第2項、第10条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下「第10条改正後の学校職員の条例」という。）別表第1及び別表第2並びに第12条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例（以下「第12条改正後の警察職員の条例」という。）別表第1の規定は令和6年4月1日から、第1条改正後の職員の条例第22条第2項、改正後の任期付職員の条例第5条第2項から第4項まで、改正後の任期付研究員の条例第6条第2項及び第3項、第10条改正後の学校職員の条例第23条第2項並びに第12条改正後の警察職員の条例第22条第2項の規定は同年12月1日から適用する。
- (令和6年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)
- 3 令和6年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「第1条改正前の職員の条例」という。）、第10条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例（以下「第10条改正前の学校職員の条例」という。）又は第12条の規定による改正前の警察職員の給与に関する条例（以下「第12条改正前の警察職員の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の第1条改正後の職員の条例、第10条改正後の学校職員の条例又は第12条改正後の警察職員の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。
- (施行日から令和7年3月31日までの間における異動者の号給の調整)
- 4 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条改正後の職員の条例、第10条改正後の学校職員の条例又は第12条改正後の警察職員の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず第1条改正前の職員の条例、第10条改正前の学校職員の条例又は第12条改正前の警察職員の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日からそれぞれ第1条改正後の職員の条例、第10条改正後の学校職員の条例又は第12条改正後の警察職員の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要があると認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- (給与の内払)
- 5 第1条改正後の職員の条例、改正後の任期付職員の条例、改正後の任期付研究員の条例、第10条改正後の学校職員の条例又は第12条改正後の警察職員の条例の規定を適用す

- る場合においては、第1条改正前の職員の条例、第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例、第6条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、第10条改正前の学校職員の条例又は第12条改正前の警察職員の条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後の職員の条例、改正後の任期付職員の条例、改正後の任期付研究員の条例、第10条改正後の学校職員の条例又は第12条改正後の警察職員の条例の規定による給与の内払とみなす。
- (号給の切替え)
- 6 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職員の給与に関する条例別表第1、別表第3若しくは別表第4の給料表、公立学校職員の給与に関する条例別表第1若しくは別表第2の給料表又は警察職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。
- (切替日前の異動者の号給の調整)
- 7 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをした場合との権衡上必要があると認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- (令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 8 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「第2条改正後の職員の条例」という。）第10条、第11条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下「第11条改正後の学校職員の条例」という。）第13条及び第13条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例（以下「第13条改正後の警察職員の条例」という。）第10条の規定の適用については、第2条改正後の職員の条例第10条第2項、第11条改正後の学校職員の条例第13条第2項及び第13条改正後の警察職員の条例第10条第2項中
- 「(5) 重度心身障害者」
- とあるのは
- 「(5) 重度心身障害者
- (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
- と、第2条改正後の職員の条例第10条第3項、第11条改正後の学校職員の条例第13条第3項及び第13条改正後の警察職員の条例第10条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは、「前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。
- 9 切替日から令和8年3月31日までの間は、第3条の規定による改正後の技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条第2号並びに第9条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（附則第13項において「改正後の企業職員の条例」という。）第6条第1項ただし書及び第2項の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条第2号並びに第9条の規定による改正前の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条第1項ただし書及び第2項の規定は、なおその効力を有する。
- (令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)
- 10 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額は、第2条改正後の職

員の条例第11条の2第2項及び第3項、第11条改正後の学校職員の条例第14条の2第2項及び第3項並びに第13条改正後の警察職員の条例第11条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の18を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

- 11 切替日から令和10年3月31日までの間における職員の給与に関する条例第11条の3の規定の適用については、同条中「には、前条」とあるのは「には、前条又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年高知県条例第62号）附則第10項」と、「間、前条」とあるのは「間、前条又は同項」とする。
- 12 切替日から令和10年3月31日までの間における公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号）第4条の規定の適用については、同条中
- 「（4）公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高知県条例第51号）」とあるのは、
- 「（4）公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高知県条例第51号）（5）職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年高知県条例第62号）（附則第10項の規定に限る。）」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

- 13 第2条改正後の職員の条例第23条の2第3項、改正後の企業職員の条例第7条の2第2項、第11条改正後の学校職員の条例第21条の2第3項及び第13条改正後の警察職員の条例第12条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（再任用職員に支給する特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

- 14 切替日以後に新たに職員に職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条又は第14条第1項の規定により採用された職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（以下この項において「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる職員の給与に関する条例第13条の3、技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条第4号の2、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の5、公立学校職員の給与に関する条例第16条の3及び警察職員の給与に関する条例第13条の3の規定は、切替日以後に職員の給与に関する条例第13条の3第1項、技能職員の給与の種類及び基準に関する条例第3条第4号の2、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の5第1項、公立学校職員の給与に関する条例第16条の3第1項及び警察職員の給与に関する条例第13条の3第1項に規定する異動をした再任用職員又はこれらの規定に規定する公署若しくは県立学校の移転があった再任用職員について適用する。

（特殊勤務手当に関する経過措置）

- 15 第2条改正後の職員の条例第13条第2項の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後の勤務に係る特殊勤務手当の支給について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

（人事委員会規則への委任）

- 16 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表（附則第6項関係）

1 行政職給料表の適用を受ける職員の号給の切替表

職務の級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
旧号給	新号給	新号給	新号給	新号給	新号給	新号給	新号給
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	1	1	1
19	15	11	11	7	1	1	1
20	16	12	12	8	1	1	2
21	17	13	13	9	1	1	2
22	18	14	14	10	1	1	2
23	19	15	15	11	1	1	2
24	20	16	16	12	1	1	3
25	21	17	17	13	1	1	3
26	22	18	18	14	1	1	3
27	23	19	19	15	1	1	3
28	24	20	20	16	1	2	4
29	25	21	21	17	1	2	4
30	26	22	22	18	1	2	4
31	27	23	23	19	2	2	4
32	28	24	24	20	2	2	5
33	29	25	25	21	2	2	5
34	30	26	26	22	2	3	5
35	31	27	27	23	2	3	5
36	32	28	28	24	3	3	6
37	33	29	29	25	3	3	6
38	34	30	30	26	3	3	6
39	35	31	31	27	3	3	7
40	36	32	32	28	3	4	7
41	37	33	33	29	4	4	7
42	38	34	34	30	4	4	
43	39	35	35	31	4	4	
44	40	36	36	32	4	4	
45	41	37	37	33	4	4	
46	42	38	38	34	5		
47	43	39	39	35	5		
48	44	40	40	36	5		

49	45	41	41	37	5		
50	46	42	42	38	5		
51	47	43	43	39	6		
52	48	44	44	40	6		
53	49	45	45	41	6		
54	50	46	46	42	6		
55	51	47	47	43	7		
56	52	48	48	44	7		
57	53	49	49	45	7		
58	54	50	50	46	7		
59	55	51	51	47	8		
60	56	52	52	48	8		
61	57	53	53	49	8		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70				
79	75	71	71				
80	76	72	72				
81	77	73	73				
82	78	74	74				
83	79	75	75				
84	80	76	76				
85	81	77	77				
86	82	78					
87	83	79					
88	84	80					
89	85	81					
90	86	82					
91	87	83					
92	88	84					
93	89	85					
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						

101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

2 研究職給料表の適用を受ける職員の号給の切替表

職務の級	3 級	4 級	5 級
旧号給	新号給	新号給	新号給
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	1
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	2
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	3
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	4
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	5
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	6
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	7
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8

49	41	33	8
50	42	34	8
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	9
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	10
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

3 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の号給の切替表

職務の級	2 級	3 級	4 級
旧号給	新号給	新号給	新号給
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4

49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	7
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	8
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

4 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の号給の切替表

職務の級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
旧号給	新号給	新号給	新号給	新号給	新号給
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	1
19	15	15	11	7	1
20	16	16	12	8	1
21	17	17	13	9	1
22	18	18	14	10	1
23	19	19	15	11	1
24	20	20	16	12	2
25	21	21	17	13	2
26	22	22	18	14	2
27	23	23	19	15	2
28	24	24	20	16	2
29	25	25	21	17	3
30	26	26	22	18	3
31	27	27	23	19	3
32	28	28	24	20	3
33	29	29	25	21	3
34	30	30	26	22	4
35	31	31	27	23	4
36	32	32	28	24	4
37	33	33	29	25	4
38	34	34	30	26	5
39	35	35	31	27	5
40	36	36	32	28	5
41	37	37	33	29	5
42	38	38	34	30	5
43	39	39	35	31	6
44	40	40	36	32	6
45	41	41	37	33	6
46	42	42	38	34	6
47	43	43	39	35	7
48	44	44	40	36	7

49	45	45	41	37	7
50	46	46	42	38	7
51	47	47	43	39	8
52	48	48	44	40	8
53	49	49	45	41	8
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			

101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

5 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の号給の切替表

職務の級 旧号給	3級 新号給	4級 新号給	5級 新号給	6級 新号給
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36

49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		

101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

6 小学校・中学校等教育職給料表の適用を受ける職員の号給の切替表

職務の級	特2級	3級	4級
旧号給	新号給	新号給	新号給
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	

49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		

101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		

7 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の号給の切替表

職務の級 旧号給	特2級 新号給	3級 新号給	4級 新号給
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	

49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		

101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		

8 警察官給料表の適用を受ける職員の号給の切替表

職務の級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
旧号給	新号給	新号給	新号給	新号給	新号給	新号給
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	1	1
19	15	11	11	7	1	1
20	16	12	12	8	1	1
21	17	13	13	9	1	1
22	18	14	14	10	1	1
23	19	15	15	11	1	1
24	20	16	16	12	1	1
25	21	17	17	13	1	1
26	22	18	18	14	1	1
27	23	19	19	15	1	1
28	24	20	20	16	1	2
29	25	21	21	17	1	2
30	26	22	22	18	1	2
31	27	23	23	19	1	2
32	28	24	24	20	1	2
33	29	25	25	21	1	2
34	30	26	26	22	1	3
35	31	27	27	23	1	3
36	32	28	28	24	1	3
37	33	29	29	25	1	3
38	34	30	30	26	1	3
39	35	31	31	27	1	3
40	36	32	32	28	1	4
41	37	33	33	29	1	4
42	38	34	34	30	1	4
43	39	35	35	31	1	4
44	40	36	36	32	1	4
45	41	37	37	33	1	4
46	42	38	38	34	1	
47	43	39	39	35	1	
48	44	40	40	36	1	

49	45	41	41	37	1	
50	46	42	42	38	2	
51	47	43	43	39	2	
52	48	44	44	40	2	
53	49	45	45	41	2	
54	50	46	46	42	2	
55	51	47	47	43	3	
56	52	48	48	44	3	
57	53	49	49	45	3	
58	54	50	50	46	3	
59	55	51	51	47	4	
60	56	52	52	48	4	
61	57	53	53	49	4	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70			
79	75	71	71			
80	76	72	72			
81	77	73	73			
82	78	74	74			
83	79	75	75			
84	80	76	76			
85	81	77	77			
86	82	78				
87	83	79				
88	84	80				
89	85	81				
90	86	82				
91	87	83				
92	88	84				
93	89	85				
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					

101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年12月26日

高知県知事 瀨田 省司

高知県条例第63号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）の一部を次のように改正する。
第10条を次のように改める。

第10条 削除

第11条中「、旅行雑費又は外国旅行雑費」を「、旅行雑費（第20条第1項に定める額に限る。以下この条において同じ。）又は外国旅行雑費（第34条第1項に定める額に限る。以下この条において同じ。）」に改める。

第18条ただし書中「宿泊地の区分に応じた」を削る。

第19条第1項中「宿泊地の区分に応じた」を削り、「定額」を「額」に改め、同条第2項を削る。

第33条第2項中「宿泊地の区分に応じた」を削り、「定額」を「額」に改め、同条第3項を削る。

附則第4項を削る。

別表第1の1を次のように改める。

1 宿泊料、宿泊諸費及び旅行雑費

区分	宿泊料（1夜につき）の上限額	宿泊諸費（1夜につき）	旅行雑費（1日につき）
金額	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「政令」という。）第9条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して任命権者が知事と協議して定める額	政令第11条に規定する財務省令で定める一夜当たりの定額との権衡を考慮して任命権者が知事と協議して定める額	500円

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第33条、第34条、第36条関係）

外国旅行の旅費

宿泊料、宿泊諸費、外国旅行雑費及び死亡手当

区分	宿泊料（1夜につき）の上限額	宿泊諸費（1夜につき）	外国旅行雑費（1日につき）				死亡手当
			指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
金額	政令第9条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して任命権者が知事と協議して定める額	政令第11条に規定する財務省令で定める一夜当たりの定額との権衡を考慮して任命権者が知事と協議して定める額	円 6,200	円 5,200	円 4,200	円 3,800	円 490,000

- 備考 1 この表において、「指定都市」とは国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第二において指定都市とされていた地域を、「甲地方」とは同表において甲地方とされていた地域を、「丙地方」とは同表において丙地方とされていた地域を、「乙地方」とは指定都市、甲地方又は丙地方である地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。
- 2 船舶又は航空機による旅行（外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における宿泊諸費及び外国旅行雑費の額は、この表の規定にかかわらず、当該旅行の到着地に応じ、この表に定める額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行（同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行を含む。）については、なお従前の例による。
（高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）
- 3 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

区分		議員報酬 （月額）	国内旅行			旅費					
			宿泊料（1夜につき）の上限額	宿泊諸費（1夜につき）	旅行雑費（1日につき）	宿泊料（1夜につき）の上限額	宿泊諸費（1夜につき）	外国旅行雑費（1日につき）	指定都市	地方	死亡手当
議会の議長	議会の議長	900,000円	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下この表において「政令」という。）第9条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める額	政令第11条に規定する財務省令で定める一夜当たりの定額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める額	円 700	政令第9条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める額	政令第11条に規定する財務省令で定める一夜当たりの定額との権衡を考慮して知事が議会の議長と協議して定める額	円 8,300	円 7,000	円 5,600	円 5,100
	議会の副議長	820,000円									
	議会の議員	770,000円									

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

- （知事等の給与、旅費等に関する条例の一部改正）
- 4 知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。
- 第3条第3項中「前2項」を「第1項又は第3項」に、「（昭和29年高知県条例第36号）第18条ただし書、第21条、第33条第1項ただし書」を「第21条」に、「同条例第18条ただし書中「別表第1の1」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）別表第1又は別表第4」と、「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「知事が別に」と、同条例第21条第1項第1号」を「同条第1項第1号」に、「知事等の給与、旅費等に関する条例別表第3」を「知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）別表第3」に、「第3条第3項の規定により読み替えて適用する前号」を「第3条第5項の規定により読み替えて適用する前号」に、「第3条第3項の規定により読み替えて適用する前項第3号」を「第3条第5項の規定により読み替えて適用する前項第3号」に、「第3条第3項の規定により読み替えて適用する第1項第3号」を「第3条第5項の規定により読み替えて適用する第1項第3号」に、「第3条第3項の規定により読み替えて適用する第1項各号」を「第3条第5項の規定により読み替えて適用する第1項各号」に、「同条例第3条第3項」を「同条例第3条第5項」に改め、「、同条例第33条第1項ただし書中「別表第2」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例別表第1又は別表第4」と、「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「知事が別に」とを削り、「第3条第3項の規定により読み替えて適用する第21条第4項」を「第3条第5項の規定により読み替えて適用する第21条第4項」に改め、同項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。
- 4 前項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例第18条ただし書及び第33条第1項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは、「知事が別に」とする。
- 第3条第2項ただし書中「宿泊料の上限額並びに宿泊諸費及び」及び「宿泊料の上限額並びに宿泊諸費、」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
- 2 前項の規定により旅費を支給する場合における職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）第18条ただし書及び第33条第1項ただし書の規定の適用については、同条例第18条ただし書中「別表第1の1」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）別表第1」と、「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「知事が別に」と、同条例第33条第1項ただし書中「別表第2」とあるのは「知事等の給与、旅費等に関する条例別表第1」と、「任命権者が人事委員会に協議して」とあるのは「知事が別に」とする。
- 別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条、第3条関係）

区分		旅費						
		国内旅行			外国旅行			
		宿泊料（1夜につき）の上限額	宿泊諸費（1夜につき）	旅行雑費（1日ににつき）	宿泊料（1夜につき）の上限額	宿泊諸費（1夜につき）	外国旅行雑費（1日につき）指定都市方	外国旅行雑費（1日につき）甲地方
知事	給料（月額）	1,220,000円	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下この表において「政令」という。）第9条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して知事が定める額	円700	政令第9条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して知事が定める額	政令第11条に規定する財務省令で定める額との権衡を考慮して知事が定める額	円8,300	円7,000
副知事	940,000円						円5,600	円5,100
								円640,000

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第3条関係）

区分	内国旅行	外国旅行				
	旅行雑費（1日につき）	外国旅行雑費（1日につき）				死亡手当
		指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
金額	600円	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	580,000円

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

（地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

5 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「宿泊料の上限額並びに宿泊諸費及び」及び「宿泊料の上限額並びに宿泊諸費、」を削り、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項中「前項」を「前2項」に、「職員の旅費に関する条例」を「職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とする。

第7条中「第2条第3項から第7項まで」を「第2条第3項から第6項まで」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条、第3条関係）

区分	報酬	旅費				
		内国旅行 旅行雑費（1日につき）	外国旅行 外国旅行雑費（1日につき）			
			指定都市	甲地方	乙地方	丙地方
教育委員会委員	月額 180,000円	600円	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円
公安委員会及び 人事委員会 委員	月額 208,000円					
選挙管理委員会 委員	月額 180,000円					
選挙管理委員会 委員	月額 29,000円					
選挙管理委員会 委員	月額 25,000円					
監査委員	月額 208,000円					
労働委員会 会長	月額 29,000円					
労働委員会 使用者委員、労働 者委員、公益委員 及び特別調整委員	月額 25,000円					
収用委員会	月額 29,000円					
海区漁業調整委 員会及び内水面 漁場管理委員会	月額 25,000円					

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年12月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第64号
高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和6年高知県条例第47号）の一部を次のように改正する。
第2条のうち高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）第14条の表1の項の改正規定中「「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」」を「「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」に、「6,700円」を「22,600円」」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年12月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第65号
高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年高知県条例第24号）の一部を次のように改正する。
第3条中「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第80号）第1条」を「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第118号）第1条」に、「及び別表第一の表一」を「、別表第一の表一及び別表第二」に改める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年12月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第66号
高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県旅券法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第16号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「2,000円」を「2,300円」に、「4,000円」を「4,300円」。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1

項の規定に基づき同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により当該処分申請をする場合は、1,900円（法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、3,900円）とする。」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年3月24日から施行する。
- （経過措置）
- この条例による改正後の高知県旅券法関係手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる一般旅券に関する申請に係る手数料について適用し、同日前にされた一般旅券に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年12月26日

高知県知事 瀧田 省司

高知県条例第67号

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。
第53条の次に次の1条を加える。
（宅地造成及び特定盛土等規制法に係る事務の手数料）

第53条の2 県は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この条において「法」という。）に係る次の表の左欄に掲げる事務につき、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料として、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を徴収する。

事務の内容	手数料の名称	金額
1 法第12条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の許可又は法第30条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の許可の申請に対する審査	宅地造成特定盛土等工事許可申請手数料	
ア 宅地造成又は特定盛土等を行う土地（以下この表において「盛土等を行う土地」という。）の面積が500平方メートル以下の場合		15,000円
イ 盛土等を行う土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合		26,000円
ウ 盛土等を行う土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合		37,000円
エ 盛土等を行う土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の場合		54,000円
オ 盛土等を行う土地の面積が3,000平		62,000円

方メートルを超え5,000平方メートル以下の場合

カ 盛土等を行う土地の面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下の場合

85,000円

キ 盛土等を行う土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以下の場合

136,000円

ク 盛土等を行う土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以下の場合

209,000円

ケ 盛土等を行う土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以下の場合

328,000円

コ 盛土等を行う土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以下の場合

464,000円

サ 盛土等を行う土地の面積が10万平方メートルを超える場合

599,000円

2 法第12条第1項又は第30条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査

土石堆積工事許可申請手数料

ア 土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートル以下の場合

11,000円

イ 土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の場合

13,000円

ウ 土石の堆積を行う土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の場合

15,000円

エ 土石の堆積を行う土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の場合

19,000円

オ 土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の場合

27,000円

カ 土石の堆積を行う土地の面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下の場合

3万円

キ 土石の堆積を行う土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以下の場合

36,000円

ク 土石の堆積を行う土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル

5万円

以下の場合 ケ 土石の堆積を行う土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以下の場合 コ 土石の堆積を行う土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以下の場合 サ 土石の堆積を行う土地の面積が10万平方メートルを超える場合		68,000円 102,000円 124,000円			
3 法第16条第1項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事の変更の許可又は法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の変更の許可の申請に対する審査 ア 法第12条第2項第1号又は第30条第2項第1号に掲げる基準に係る変更 （ア）盛土等を行う土地の面積が増加する工事の変更をする場合 （イ）既に許可を受けている盛土等を行う土地に係る工事の変更をする場合（当該盛土等を行う土地の面積が減少する場合を含む。） イ アに掲げる変更以外の変更	宅地造成特定盛土等工事変更許可申請手数料	アに定める額とイに定める額との合計額（その額が599,000円を超えるとときは、599,000円とする。） （ア）に定める額と（イ）に定める額との合計額増加する盛土等を行う土地の面積に応じ、それぞれ1の項に定める額 変更後の盛土等を行う土地の面積に応じ、それぞれ1の項に定める額に10分の1を乗じて得た額 1万円			
4 法第16条第1項又は第35条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の変更の許可の申請に対する審査 ア 法第12条第2項第1号又は第30条第2項第1号に掲げる基準に係る変更 （ア）土石の堆積を行う土地の面積が増加する工事の変更をする場合 （イ）既に許可を受けている土石の堆積を行う土地に係る工事の変更をする場合（当該土石の堆積を行う土地の面積が減少する場合を含む。） イ アに掲げる変更以外の変更	土石堆積工事変更許可申請手数料	アに定める額とイに定める額との合計額（その額が124,000円を超えるとときは、124,000円とする。） （ア）に定める額と（イ）に定める額との合計額増加する土石の堆積を行う土地の面積に応じ、それぞれ2の項に定める額 変更後の土石の堆積を行う土地の面積に応じ、それぞれ2の項に定める額に10分の1を乗じて得た額 1万円			
5 法第18条第1項又は第37条第1項の規定に基づく工事の中間検査	宅地造成特定盛土等工事中				

ア 盛土等を行う土地の面積が2万平方メートル以下の場合 イ 盛土等を行う土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以下の場合 ウ 盛土等を行う土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以下の場合 エ 盛土等を行う土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以下の場合 オ 盛土等を行う土地の面積が10万平方メートルを超える場合	間検査手数料	5,000円 1万円 19,000円 34,000円 48,000円
---	--------	--

附 則
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和6年12月26日  
高知県知事 瀧田 省司

**高知県条例第68号**  
**高知県工業用水道条例の一部を改正する条例**  
高知県工業用水道条例（昭和41年高知県条例第36号）の一部を次のように改正する。  
第13条第2項中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる全ての」に改める。  
第14条第1項の表中「16円」を「18円」に、「32円」を「36円」に改める。  
第20条中「、名称、氏名又は代表者の氏名」を「又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）」に改める。

**附 則**  
（施行期日）  
1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
（経過措置）  
2 この条例による改正後の高知県工業用水道条例第14条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の工業用水の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

~~~~~

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和6年12月26日
高知県知事 瀧田 省司

高知県条例第69号
高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例
高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表高知県宿毛警察署の項中「宿毛市幸町」を「宿毛市希望ヶ丘」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月26日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第70号

高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県警察手数料徴収条例（平成12年高知県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「1,450円」を「1,400円」に、「1,200円」を「1,150円」に改める。

第16条第1項中「第104条の4第6項」を「第105条の2第2項」に、「第30条の13第1項」を「第30条の11第1項」に、「含む。」を「含む。以下この項において同じ。」又は法第105条の2第4項の規定による運転経歴情報の記録」に、「1,100円の運転経歴証明書交付手数料」を「次の表に定める額の手数料」に改め、同項に次の表を加える。

手数料を納付しなければならない者	手数料の名称	金額
1 運転経歴証明書の交付を受けようとする者	運転経歴証明書交付手数料	1,150円
2 運転経歴情報の記録を受けようとする者	運転経歴情報記録手数料	900円（運転経歴証明書の交付と同時に記録を受ける場合にあっては、100円）

第16条第2項の表中「6,450円」を「6,600円」に、「2,900円」を「2,950円」に、「1,350円」を「1,400円」に改め、同条第3項の表1の項中

1,550円
1,900円（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下この表において「政令」という。）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験

を

1,650円
1,950円（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下この表において「政令」という。）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試

に、「4,100円

にあっては、800円）

験にあっては、750円）

（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験」を「3,900円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下この表において「技能試験」という。）」に、「6,600円」を「6,900円」に、

法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,750円
法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円（政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、800円）

を

法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円
法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,950円（政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、750円）

に、「2,550円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験」を「2,500円（技能試験」に、「3,350円」を「3,300円」に、

法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,750円
----------------------------------	--------

を「

法第97条の2 第1項第3号 又は第5号に 該当して同項 の規定の適用 を受ける場合	1,900円（政令第33条の6 の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の 更新を受けることができな かった者に対する試験にあ っては、800円）
---	--

法第97条の2 第1項第2号 に該当して同 項の規定の適 用を受ける場 合	1,850円
--	--------

法第97条の2 第1項第3号 又は第5号に 該当して同項 の規定の適用 を受ける場合	1,950円（政令第33条の6 の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等 の更新を受けることができ なかった者に対する試験に あつては、750円）
---	---

に、「2,600円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験）」を「2,800円（技能試験）」に、「4,050円」を「4,550円」に、

1,900円（政令第33条の6 の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の 更新を受けることができな かった者に対する試験にあ っては、800円）
1,500円
1,700円

を

1,950円（政令第33条の6 の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等 の更新を受けることができ なかった者に対する試験に あつては、750円）
1,600円
1,800円

に、「4,800円

1,900円（政令第33条の6 の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の 更新を受けることができな かった者に対する試験にあ っては、800円）
--

1,950円（政令第33条の6 の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等 の更新を受けることができ なかった者に対する試験に あつては、750円）

（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験）」を「4,500円（技能試験）」に、「7,650円」を「7,450円」に、

1,700円
1,550円

を

1,800円
1,650円

に、「2,900円

（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験）」を「2,950円（技能試験）」に、「4,350円」を「4,700円」に改め、同表2の項中「3,900円」を「3,950円」に、「6,400円」を「6,950円」に、「3,750円」を「3,850円」に、「4,550円」を「4,650円」に改め、同表3の項中「1,900円」を「2,050円」に、「4,400円」を「5,050円」に、「1,750円」を「1,950円」に、「2,550円」を「2,750円」に、「1,650円」を「1,800円」に、「3,100円」を「3,550円」に、「1,000円」を「1,100円」に改め、同表4の項を次のように改める。

4	法第92条第1項又は第95条の2第11項の規定による運転免許証（以下この表において「免許証」という。）の交付を受けようとする者	免許証 交付手 数料	第一種 運転免 許又は 第二種 運転免 許に係 る免許 証	法第92 条第1 項の規 定によ る交付 を受け る場合	政令第33条 の6の2第 6号に掲げ るやむを得 ない理由の ため免許証 等の更新を 受けなが ら、法第 97条の2第	2,350円（日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち2以上の種類の免許を受ける者（以下この表において「複数免許取得者」という。）に対する交付にあつては、2,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額）
---	---	------------------	--	--	--	--

					1 項第 3 号に該当して同項の規定の適用を受けたもの（以下この表において「特定試験免除者」という。）以外の者に対する交付の場合	
					政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかった者であって、特定試験免除者に対する交付の場合	2,100円（複数免許取得者に対する交付にあつては、1,900円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額）
					法第95条の2第11項の規定による交付を受ける場合	2,550円
					仮運転免許に係る免許証	1,100円

第16条第3項の表5の項中「2,250円」を「2,600円」に、「1,150円」を「1,050円」に改め、同表6の項及び7の項を次のように改める。

6	法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録又は法第95条の3の規定により読み替	特定免許情報記録手数料	法第95条の2第3項の規定による特定免許情報	法第95条の2第6項の規定による申出をする場	特定試験免除者以外の者に係る記録の場合	1,550円（複数免許取得者に係る記録にあつては、1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額）
					特定試験免	1,350円（複数免許取得者

	えて適用する法第92条第2項の規定若しくは法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換えを受けようとする者（政令第43条第4項各号に掲げる者を除く。）		の記録	合	除者に係る記録の場合	に係る記録にあつては、1,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額）
					法第101条の4の2第2項の規定による申出（以下この表において「更新時不交付申出」という。）をする場合	800円
					法第95条の2第6項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	1,500円（法第92条第1項、第95条の2第11項若しくは第101条の4の2第1項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は法第94条第2項の規定による免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、100円）
					法第95条の3の規定により読み替えて適用する法第92条第2項の規定又は法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換え	1,550円（免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者（以下この表において「免許証・免許情報記録個人番号カード保有者」という。）に係る書換えにあつては100円、複数免許取得者（免許証・免許情報記録個人番号カード保有者を除く。）に係る書換えにあつては1,350円に与える免許1種類ごとに200円を加えた額）
7	法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に	免許証等更新手数料	免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録の有	法第101条の2の2第1項の規定による經由地公安委		2,750円

よる免許証等の有効期間の更新を受けようとする者

効期間の更新を受ける場合を除く。）

員会を経由して行う更新申請書の提出（以下この表において「経由申請」という。）をする場合

更新時不交付申出をする場合（経由申請をする場合を除く。）

経由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合

免許情報記録の有効期間の更新（同時に免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。）

経由申請をする場合であって、法第101条の2の2第3項の規定による申出（以下この表において「経由地書換申出」という。）をするとき。

経由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき。

経由申請をしない場合

免許証の有効期間の更新及び免許情報記

經由申請をする場合であって、経由地書

1,300円

2,850円

1,000円

1,950円

2,100円

2,500円

録の有効期間の更新

換申出をするとき。

經由申請をする場合であって、経由地書換申出をしないとき。

經由申請をしない場合

2,850円

2,950円

第16条第3項の表17の項中「900円」を「1,000円」に改め、同項を同表18の項とし、同表16の項中

「 講習 1 時間について750円 講習 1 時間について2,350円 」	を	「 講習 1 時間について850円 講習 1 時間について2,400円 」	に、「4,450
円」を「4,650円」に、「3,500円」を「3,800円」に、「2,800円」を「3,050円」に、「大型自動二輪車講習」を「大型二輪車講習」に、「4,150円」を「4,300円」に、「普通自動二輪車講習」を「普通二輪車講習」に、「4,000円」を「4,200円」に、「1,500円」を「1,750円」に、「3,100円」を「3,200円」に、「1,400円」を「1,850円」に、			
「 講習 1 時間について750円 講習 1 時間について2,150円 」	を	「 講習 1 時間について900円 講習 1 時間について2,300円 」	に、「2,050
円」を「2,150円」に、「2,700円」を「2,850円」に、「2,550円」を「2,700円」に、「2,450円」を「2,550円」に、			
「		法第108条の2第1項第11号に掲げる講習（更新時講習	法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運
			500円

を「		習)	転者に対する講習		」
			法第92条の2第1項の表備考一の3に規定する一般運転者に対する講習	800円	
を「		法第108条の2第1項第11号に掲げる講習（更新時講習）	法第92条の2第1項の表備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習	1,350円（府令第38条第11項第1号ただし書の規定により行われる講習にあっては、800円）	」
			法第95条の6第1項の表備考一の口に規定する優良運転者に対する講習	500円（公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この表において同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下この表において「オンライン講習」という。）にあっては、200円）	
			法第95条の6第1項の表備考一のハに規定する一般運転者に対する講習	800円（オンライン講習にあっては、200円）	
			法第95条の6第1項の表備考一のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（府令第	1,400円	
を「		38条第11項第1号ただし書に規定する申出をした者をいう。以下この表において同じ。）でないものに対する講習			」
			法第95条の6第1項の表備考一のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習	800円（オンライン講習にあっては、200円）	
を「		法第108条の2第1項第13号に掲げる講習（違反者講習）（以下この表において「違反者講習」という。）			」
			法第108条の2第1項第13号に掲げる講習（違反者講習）（以下この表において「違反者講習」という。）	12,500円（違反者講習が府令第38条第13項第2号の表第1号下欄に定める講習方法に係るものである場合にあっては、9,050円）	
を「		法第108条の2第1項第13号に掲げる講習（違反者講習）（以下この表において「違反者講習」という。）			」
			法第108条の2第1項第13号に掲げる講習（違反者講習）（以下この表において「違反者講習」という。）	12,900円	

		実車等指導を 含まない講習	9,350円
--	--	------------------	--------

に、「2,250円」を「2,600円」に、

講習 1 時間について2,000 円	を	講習 1 時間について2,100 円	に改め、同項を
講習 1 時間について2,000 円		講習 1 時間について2,050 円	

同表17の項とし、同表15の項中「2,350円」を「2,250円」に改め、同項を同表16の項とし、同表14の項中「14,550円」を「15,100円」に、「11,850円」を「12,000円」に、「9,650円」を「9,950円」に、「12,450円」を「12,850円」に改め、同項を同表15の項とし、同表13の項を同表14の項とし、同表12の項中「23,400円」を「23,750円」に、「19,500円」を「19,800円」に、「14,700円」を「14,450円」に、「21,500円」を「22,200円」に改め、同項を同表13の項とし、同表11の項を同表12の項とし、同表10の項中「1,400円」を「1,350円」に、「2,850円」を「3,100円」に改め、同項を同表11の項とし、同表9の項中「3,550円」を「3,650円」に改め、同項を同表10の項とし、同表8の項を同表9の項とし、同表7の項の次に次のように加える。

8 法第101条 の2の2第1 項の規定により 免許証等の 更新の申請を しようとする 者	經由手 数料	經由地書換申出をする場合	1,700円
		經由地書換申出をしない場合	750円

第16条第4項中「試験、検査、審査、講習」を「記録、講習、試験、検査、審査」に、「試験、検査、審査又は講習」を「記録、講習、試験、検査又は審査」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難い事情があると認められるときは、この限りでない。

第16条第5項中「第3項の表12の項の技能検定員審査手数料」を「第3項の表13の項の技能検定員審査手数料」に、「第3項の表12の項の右欄の規定」を「第3項の表13の項の右欄の規定」に、「それぞれ第3項の表12の項の右欄」を「それぞれ第3項の表13の項の右欄」に改め、同項の表1の項中「4,000円」を「3,800円」に、「3,550円」を「3,650円」に、「1,250円」を「1,200円」に、「4,250円」を「4,450円」に改め、同表2の項中「6,700円」を「6,350円」に、「6,100円」を「6,250円」に、「2,100円」を「1,900円」に、「7,400円」を「7,750円」に改め、同表5の項中「2,350円」を「2,600円」に、「1,900円」を「1,850円」に、「2,650円」を「2,550円」に改め、同表6の項中「2,050円」を「2,000円」に、「2,550円」を「2,400円」に、「3,700円」を「3,750円」に改

め、同表7の項中「2,550円」を「2,600円」に改め、同表備考1中「第3項の表12の項の右欄」を「第3項の表13の項の右欄」に、「2,350円」を「2,950円」に、「1,100円」を「1,350円」に改め、同表備考2中「第3項の表12の項の右欄」を「第3項の表13の項の右欄」に、「500円」を「550円」に、「300円」を「350円」に改め、同条第6項中「第3項の表14の項の教習指導員審査手数料」を「第3項の表15の項の教習指導員審査手数料」に、「第3項の表14の項の右欄の規定」を「第3項の表15の項の右欄の規定」に、「それぞれ第3項の表14の項の右欄」を「それぞれ第3項の表15の項の右欄」に改め、同項の表1の項中「4,000円」を「3,800円」に、「3,550円」を「3,650円」に、「1,250円」を「1,200円」に、「4,250円」を「4,450円」に改め、同表2の項中「2,050円」を「2,100円」に改め、同表4の項及び5の項中「1,300円」を「1,350円」に改め、同表6の項中「1,500円」を「1,550円」に改め、同表7の項中「2,550円」を「2,600円」に改め、同表備考1中「第3項の表14の項の右欄」を「第3項の表15の項の右欄」に、「2,400円」を「3,000円」に、「900円」を「950円」に、「1,100円」を「1,350円」に、「2,850円」を「2,950円」に改め、同表備考2中「第3項の表14の項の右欄」を「第3項の表15の項の右欄」に、「準中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円」を「準中型自動車免許に係る教習指導員審査については200円」に、「150円を減ずる」を「50円を減ずる」に改める。

第18条を次のように改める。

（自動車保管場所証明書の交付等に係る手数料）

第18条 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項に規定する書面の交付を受けようとする者及び同項ただし書に規定する通知を行わせようとする者は、2,200円の自動車保管場所証明書交付等手数料を県に納付しなければならない。

第21条第1項第3号中「第18条第1項」を「第18条」に改める。

第22条中「、第17条第1項及び第18条第2項」を「及び第17条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年3月24日から施行する。ただし、第18条、第21条第1項第3号及び第22条の改正規定並びに附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県警察手数料徴収条例（次項において「改正前の条例」という。）の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。
- 附則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後において自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第35号）による改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第6条第1項の規定により保管場所標章を交付する場合は、この条例による改正後の高知県警察手数料徴収条例の規定にかかわらず、改正前の条例第18条の規定により手数料を徴収する。